

平成28年度第12回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第2号）

平成29年3月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

3番 岩永 宏介 君

5番 福永 啓 君

6番 田上 忍 君

1番 田端 幸治 君

7番 藤川 博和 君

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 田端 幸治 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯視 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 藤川 博和 君 8番 池田 浩二 君

9番 清水 蕙 君 11番 田中 隆敏 君

12番 沖 徹信 君 13番 岩田 重成 君

14番 井本 昭光 君

3 欠席議員（1名）

10番 塚本 勝紀 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 藤野 浩之 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長 藤 木 正 幸 君 副 町 長 本 田 安 洋 君

教 育 長	本 田 惠 典 君	総 務 課 長	吉 本 敏 治 君
企 画 財 政 課 長	藤 本 龍 巳 君	税 務 課 長	福 本 悟 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	こ ども 未 来 課 長	坂 本 幸 喜 君
福 祉 課 長	道 山 敏 文 君	健 康 づ くり 支 援 課 長	松 下 信 一 君
農 業 振 興 課 長	松 永 正 夫 君	商 工 観 光 課 長	野 口 壮 一 君
建 設 課 長	松 岡 秀 明 君	学 校 教 育 課 長	米 満 速 敏 君
社 会 教 育 課 長	藤 本 勉 君	環 境 保 全 課 長	宮 崎 靖 君
会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君	監 査 委 員	山 下 誠 雄 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（井本昭光君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 一般質問

○議長（井本昭光君） 日程第 1、「一般質問」を行います。

○3 番（岩永宏介君） 3 番の岩永です。

せんだって行われた御船町議会議員の独自研修会で前地方創生担当大臣、石破茂先生は、地方創生をやらないと日本がつぶれると言われました。私はそれと近い言葉といいですか、自分なりの言葉では、私は御船町山間部の発展なくして町の発展はないと、こんなふうに最近ずっと思うようになっております。本日は、そういった山間部に潜在的な秘められた可能性がある、こういった観点から、さきに通告していました、1、荒廃竹林、放置竹林の整備について、2、御船町山間部の活性化策について、この 2 点について質問を行います。

また個別の質問は質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 1、荒廃竹林の整備について。荒廃竹林問題は、竹林所有者が高齢化する中でますます深刻な問題となる。行政としてどのような対策をこれまで講じてきたか、今後の方向性等についてお答えいたします。

竹林、竹材資源は古くから工芸、建築、農林漁業、緑化、食用など活用がなされてきま

した。しかし、安価な輸入品やプラスチック製品の普及により、生活と密接な関係をもって活用してきた竹林の荒廃も進んでいます。特に孟宗竹は、その旺盛な成長力から杉、ヒノキの人工林等の植生に侵入し、成長を阻害し、枯死させながら竹林を拡大しており、これも放置竹林が目立つようになった要因でもあります。また、荒廃した竹林は、イノシシのすみかとなって周辺の農作物に被害をもたらしています。

御船町の竹林面積は760ヘクタール、そのうち孟宗竹林は539ヘクタール、またタケノコの生産は87トンと、民有林資源調査や林業統計等で報告されています。熊本県も竹林の有効活用を図るため、タケノコ園経営管理コンクールを毎年行い、周辺竹林への普及と地域資源の活用による経済的向上や放置竹林の防止を目指して行われています。

また、稼げる竹林整備推進事業も創設され、管理放置された竹林をタケノコを生産するために竹林整備に支援されています。御船町も稼げる竹林整備推進事業等に竹林整備を支援していきたいところです。

また、イノシシ等の有害鳥獣対策として鳥獣被害防止総合対策事業に取り組んでイノシシの駆除と併せて電柵の整備も行っています。

御船町山間部の活性化策について、(1)九州中央自動車道、仮称上野インターチェンジ開業と合わせて、行政当局は山間地の振興をどのように考えるかについてお答えいたします。

九州中央自動車道、仮称上野インターチェンジの開業がもたらす影響として、まず通行する車両が増加します。御船・熊本市方面、山都町・宮崎方面、それぞれの方向に交通量が増えるものと予想されます。山間地の振興のためには、この増加した車の流れを人の流れに変え、人の流れを上野、田代などまで導き、住民が提供するもの、サービスを消費してもらうこと。そして、消費の対価が住民に還元されることで、山間地の振興が図られるものと思慮をします。

町では、このたび仮称上野インターチェンジの開業を、山間地域振興の絶好の機会ととらえ、御船町まち・ひと・しごと創生総合戦略の最優先基本目標、「御船の素材を生かし、新たな人の流れを作る」のプロジェクトである「御船DINOワールドプロジェクト」を展開します。このプロジェクトは平成26年4月にオープンした御船町恐竜博物館の来館者の増が町の経済に効果を及ぼしていない状況を反省し、来館者を観光客に変えるため、平成28年度は地方創生加速化交付金を活用し、各観光の拠点施設の磨き上げと化石発掘体験

の産業化を目指すというものです。

仮称上野インターチェンジは、この取り組みが成功するための不可欠の条件の1つです。なお、今議会に、平成28年度補正予算に、地方創生拠点整備交付金を活用し、町の観光拠点施設である緑の村にローンキャビンを設置する予算を上程しており、化石発掘体験と連動して取り組んでいく予定です。

(2) 震災でさらに町の財政は逼迫した状況にあり、山間地の振興を実現するために行政当局はその財政措置をどう考えるかについて、お答えいたします。

現在、御船町震災復興計画を策定中です。策定に当たって、私は職員に対し、国・県等の補助事業の取りこぼしがないように、また補助事業の積極的な活用をするような2点を職員に指示しました。これは岩永議員が指摘されましたように、町の財政が逼迫した状況を踏まえてのことです。

大会初日の所信表明でも申し上げましたように、平成29年度は復興元年です。御船町震災復興計画に基づく創造的復興にオール御船で取り組みます。その際、震災復興計画で示していますように、絆と協働を基調とした復興、未来へつながる復興の2つの基本理念のもとで、行政と地域住民が同じ方向を向き連携しながら企画に取り組むこととしています。

山間地における集落の維持、存続を地域住民と一緒に考え、より現実的な地域づくりを考えるため、熊本県夢チャレンジ事業等の補助制度を、震災関連については熊本県復興基金事業を積極的に活用いたします。

また、復興計画事業として集落点検を実施し、集落の維持、活性化に本当に必要なものは何かを洗い出していきたいと考えています。その中で行政にしかできないものについては、補助事業を活用できるものは活用していきたいと考えています。

(3) 山間地に一定の区域ごとに地域住民の意見を反映させる組織を設置してはどうかについて、お答えいたします。

岩永議員がどのような組織をイメージされているかについてはわかりませんが、地方自治法上の制度としては、地域自治というものがあります。町は町の権限に属する事務を分掌させ、地域住民の意見を反映させつつ、これを処理されるため、条例で区域を分けて、定める区域ごとに地域地区を設けることができるとされています。しかし、その事務所の長には町の職員を充てなければなりません。いわゆる役場の支所的なイメージに近いもの

になるかもしれません。

しかし、私が考えておりますのは、以前から申し上げておりますが、いわゆるお伺い行政として、こちらから地域に出向いて行って、その地域の行政事情について意見を伺いたいというのが基本的な考えであります。熊本地震の影響により実現には至っておりませんが、今後その仕組みについて考えていきたいと思っております。復旧・復興のために町外からの職員の応援をいただいている中での町職員の対応が可能なかどうか不安な部分もありますが、まずは第一歩を踏み出したいと考えております。

○3番（岩永宏介君） 1番の荒廃竹林の整備についてというのですが、今、町長の答弁を聞いておりまして、これは実は、私が議員になりまして最初に竹林問題について一般質問いたしました。その内容があんまり、おおむね変わってないという感じがまずいたしました。それもぜひ進めていただきたいということでございますが、ちょっと具体的に話を進めたいと、答弁をお聞きしたいと思しますので進めさせていただきますが、実は、1月31日付けの熊日新聞でございます。熊日新聞に、南関町のバンブーマテリアルという会社が事業計画を発表したということが記事になりました。

その熊日の記事をさらに押さえてみますと、荒廃竹林の竹を活用した建材の生産で、地域循環型のビジネス展開を目指すバンブーマテリアル（南関町）は30日、事業計画を発表したと。それと、その同じ記事の中に、途中省略ですが、同社の計画によると、南関町のほか、御船町、山鹿市など、県北地域、福岡県八女市、大分県日田市などから竹を調達、と報道しております。そういうふうには、この後質問いたしますが、この会社のことについてはもちろん御存じだろうと思いますが、そのあたりからまずお伺いしたいと思っております。

○町長（藤木正幸君） 会社は存じております。この会社のことにつきましては、私は昨年からは南関町長とお話をさせていただいております。これは昨年南関でそういった竹に対する事業を始めるといううわさを聞きましたので、南関町長にお会いしに行きました。そして、そのマテリアルの話を南関町長からお聞きして、ぜひとも御船町の竹林問題も解決したい部分があります。一緒にできませんでしょうかというお話を確認したら、させていただいています。その中において、あくまでも私たち公にできることを、民にできることを、協働でできることを、ここを間違えないようにお互いの両町で提携を組みながら頑張っていくまいというところで、今まで進んできております。

○3番（岩永宏介君） それも、私1回目の荒林、荒廃竹林について御質問したときの町長答

弁の中に、南関町のそういう動きがあるから、そういうとが関心を持ってといいますか、提携していきたいという答弁があったかと思います。

その先なんですけど、今後、先ほど町長がおっしゃったように、竹林所有者が高齢化する中でますます深刻な問題となっていくという発言があったわけですが、実は昨日も私は山間地に入って、竹林は今タケノコの生産で非常に、そういう掘るという作業に携わっている方がたくさんおられて、とにかく今燃やされるんです、竹林を整備したものを、そのあたりも非常に時間がかかると。

それから、その燃やすこと自体も、やはりいろんなCO₂の問題もある。竹の場合はCO₂はまた生育とともに、そのあたりは計算の中では変わってくるかと思いますが、できればそういうところを、竹を調達したがつている会社がせっかくできたわけですので、具体的に話を進めてほしいと思います。そのあたりで、具体的にお話ししますと、例えば南関町のバンブーマテリアルが、1月30日の熊日の報道の前に、そういう説明会を開いて、記者会見を行っておりますが、そういう中でいろんな情報を得ていくと、例えばでしょうけど、はっきりは申し上げられんと思いますが、確定ではないと思いますが、キロ4円当たりで竹を調達するという計画もあるやに聞いております。そういう具体的な、町が、例えばそれは補助金とか、そういう道で、ある程度竹林を持っている方々が整理した竹を搬出するという、そういう呼び水といいますか、そういう誘い水をしないことには、これはやはり町当局としてはそういうことまで考えておかないと進まないと思います、竹林の整備は。その点、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今度の会社の説明とあって、いろんな形で話し合われております。この中においては、国の機関はすべてかかわっております。農林水産省、総務省、環境省、内閣府、すべてその他の機関が、省庁が入って話をしております。ここから、今県にきています。県においても、このマテリアルの問題、竹林の問題を勘案しながら、今施策を打っていらっしゃるところであります。

町といたしましても、南関町とお話をしながら、県等に私たちの思いを伝えて、そして省庁関係にいきいたいというこの仕組みができ上がっておりますので、この仕組みを利用して、私たちの思いを形にしていきたいと思います。しかしながら、今回の竹林の整備に関しましては、莫大な広域、福岡県まで入っていきます。この市町村が一体となっていくことも大事であります。やはり需要と供給のバランスが今後の一番の問題になってきます。

そういった形において、南関町を中心として私たちも協定を結んでいきたいと思ひますし、その中において、県とお話をしていきたいと思ひます。

○3番（岩永宏介君） 私も実際にこのマテリアルの関係者の方とお会いしました。今みたいないろんな実際にこれを使って建材にする南関ボードというのも実際手に取って見ましたし、それを支援する金融機関あたりも信用できるといいですか、今町長がおっしゃったようなところを感じます。ぜひ、そういう形で御船から竹林が一掃ではないですけど、整備されて、それが観光資源になることもあるし、精神的な癒しの場にもつながるし、これがまさに私が言う山間地の秘めた魅力ということにもつながると思ひますので、そういう意味でよろしくお願ひしたいと。キロ幾らというのはなくしても、例えば集積場があれば、一定の土地の広さがあれば、住民の方は自分たちで燃やすよりもいいから、そこに持っていきたいと、昨日も話を5～6人でしたところでございました。

そのあたりで、慎重に、そして前に進めていただきたいと、そのあたりをぜひ期待したいところです。

続きまして、2番目の（1）です。九州中央自動車道路延岡、仮称上野インターチェンジの設置により、先ほど町長がおっしゃったようにそれを好機ととらえて、山間地の振興を図っていくというお話だったと思ひます。

3月議会の、その前の町長施政方針の4ページにこんなふうなくだりがあります。「九州中央自動車道路延岡線、仮称上野インターチェンジの設置により、上野・田代地域と九州中央自動車道の効率的なアクセスが確保され、緊急医療体制の確立、農産物の販路拡大、過疎地域における定住促進、企業誘致など、多方面へ寄与することを期待しております。」こういうくだりがありますが、私はこれを読んで、特に緊急医療体制の確立、それは上野インターチェンジが設置されれば、非常にこれは良くなるというのが明らかです。それから、農産物の販路拡大については、これも自明だろうと思ひます。農家の方が時間節約で市場に届けられるということです。自明のことと思ひます。次の2つ、過疎地域における定住促進それから企業誘致など、これです。ここが私は前の2つの問題よりも、これはやっぱり行政がある程度、もうちょっとレールを、ただインターチェンジができてだけじゃなくて、もうちょっと細かなところの整備をしないことには、私は、これはいわゆる絵に描いた餅だろうという危惧がございます。

そのあたりで、町長いかがでしょうか。

○副町長（本田安洋君） この問題につきましては、町長が構想は持っておられると思いますけれども、私から、自分の今までの経験から１～２話してみたいと思います。

と申し上げますと、やはり行政指導でどんなにやっても、地元の皆さん方がどのように考えておられるか、私はそのことが一番大切。やはりここは企業を持ってきたい、ここは宅地化したいという、そういう地元の皆さん方の、地主の協力、そしてまた、その取り巻くいろんな組織、土地改良とか、あるいはまた水利組合とか、あるいはまた区長とか、いろんな、またそれから隣接者の問題、そういういろんなことが絡み合って私は宅地化とかあるいは企業誘致とか、そういうのが進んでくると思います。

そういうことで、そのことを地元の皆さん方がどう考えておられるか。私はどうしてもここは農地として残さなければならないと言う人もおられるでしょう。しかし高齢化したから土地はもう売却して、そして宅地に売ったほうが自分の利益のためになるんだとおっしゃる方もおられる。いろいろ私はおられると思いますけれども、そのことをやはり地元の皆さん方がどう考えておられるか。そのことが私は一番大切じゃないかなと思っております。だから今後そういうことが進んでくれば、必ず地元の皆さん方がそういう意見を出してこられると思います。そういう中で、町の中に入って、頑張っていきたいと思っております。

○３番（岩永宏介君） 先輩に言葉を返すようで非常に恐縮ですが、確かに私は今の考え方は全面的に、後で申し上げますけれども、証拠でもってそういう示しますが、賛成です。ただ、ではそういう言葉に対しての効果なんです、では、そういうのを地元の意見等を聞く機会というのは、行政が地元地区住民の方々の御意見を聞く機会は、どういう場面がございますでしょうか。

○副町長（本田安洋君） やはり私は、今からそれはそういう機会を作っていかなければならない。やっぱり１年に１回、集落の皆さん方の総会なり、あるいはまた村座談会、校区座談会を開いたりして、行政からそこらあたりを聞く機会を作っていかなければならない。そういう中で、やはり行政にも企業からいろいろ話もあると思います。ここ辺を買収して企業を持ってきたいとか、いろいろそういう話が行政の中に入ってきます。そういう機会をとらえて、また地元の皆さん方にそのことを伝えていきたいと思っております。

○３番（岩永宏介君） そうしましたら、今まで例えば上野インターチェンジ開設に向けて、上野・田代東部の住民の方々は、具体的な提案といいますか、「もう、こんなふうにしたい」

とか、「あんなふうにしたい」という意見は今のところは出てないということでしょうか。

○副町長（本田安洋君） そのことについては、まだインターチェンジが完成しておりませんので、どのような形態に土地状況がなってくるのか、やはりそこらあたりは今後完成に近づいてだんだん私はそういう意見が出てくると、このように思っております。

○3番（岩永宏介君） 地元の意見としましては、それはインターチェンジができるということとはもう確定しているわけですから、そのあたりで町はどういう考えを持っているのだろうかということをよくおっしゃるんです。それはいかがでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 私から少し説明をさせていただきます。

昨年12月の補正予算で企業誘致のアドバイザー委託契約予算を確保させていただきました。これを使って現在、インターチェンジ3カ所ありますが、御船インター、小池高山インター、それから仮称上野インターです。この3つのインターチェンジについて、どういう方面に進んだほうがいいのか、町にとって一番メリットがあるかということ、基礎調査を行ってもらっています。近々中間報告というか、御報告をいただけますので、そこを今注視をしているところであります。

○3番（岩永宏介君） はい、それに期待をしたいと思います。

それから、次の問題に移りたいと思いますが、財政が逼迫しているということで、これもこの前お配りいただきました平成29年度当初予算編成資料、これはこの前といいますか、11月1日付けで企画財政課から出されました当初予算編成資料の1の28ページです。これは手元になくても、こういうことです。「本町の財政状況にかんがみ、補助事業の有効活用は不可欠である」という部分が、くだりからございます。これは企画財政課の課長にお尋ねしますが、ここで言う補助金とは、例えば町がある施策事業を行う上で活用しようと考え、国や県からの補助金ということで了解してよろしいでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 国・県の補助金、それから単費で助成をする補助金も含めています。

○3番（岩永宏介君） 補助金の中には必ずしも補助を受ける主体が行政でなくても活用できる、それはいいんです。何を言いたいかと言いますと、住民が活用できる補助金、これも例えば国・県からそういう知らせも届くと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） それは当然必要な情報は国・県から市町村におりてまいります。例えば、このたびの震災に係ります県の基金を利用しました事業などについては、そ

れぞれに内容が固まり次第、順次市町村におりてまいります。

○3番（岩永宏介君）　そういう下のほうというか、町におりてきた分を、それは例えば行政がそれを申請して、補助金を受けるという場合もあると思いますが、それを例えばNPOとか、そういう組織におろすといえますか、そういうものもあると思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君）　補助金の中身によってそういう団体が使えるもの、それから個人が使えるものいろいろあると思います。今回の復興基金の使い道に関しましては、嘱託員も定例会の臨時会を開催いたしまして、区長に周知をしております。それから、一般の方に向けての広報の紙面を活用して、必要な情報は流しているところです。

○3番（岩永宏介君）　それでは、1つ具体的な交付金についてお尋ねしたいと思います。これはこういう名前でした。農山漁村振興交付金（都市農村共生・対流及び地域活性化対策）という補助金が、これは役場に国からおりてきていると思いますが、これはいかがでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君）　私は存じておりません。

○3番（岩永宏介君）　当初この補助金について、こういう存じ上げていませんということでしたら、ちょっと調べてほしいなと思ったんですが、時間も限られておりますので、その件について、この補助金は、都市と農山漁村の共生・対流を推進する複数集落からなる集落連合体を中心とした地域活性化に資する各種取り組みに対し支援するものという定義がなされております。私は、NPOに所属しておりまして、県から、そのNPOの組織の代表にこの交付金の説明会がありますよということで、うちの組織の代表がメールを受けました。そのメールを転送してもらって、これは直感して、私はこれは使えるなと思ったんです。これは使えるということで、この説明会が熊本駅の近くの森都心プラザでありました。2月13日です。くまもと森都心プラザで九州農政局からの説明でした。この説明会には町からは参加していらっしゃいますか。

○農業振興課長（松永正夫君）　農業振興課からは出席してなかったと思っております。

○3番（岩永宏介君）　これは絶対出席せにやいかんというものではないと思いますので、その判断なんですけれども、例えば、当初予算編成資料に、この補助金事業の有効活用をうたってあれば、これはやはりぜひ参加して、これは九州農政局が熊本で行いました説明会でしたので、これは実際私自身が参加しました。九州各県の自治体職員が参加しておられ

ました。それから、これはNPOでなくて、私は勘違いしてNPOだけに回っているかなと思ったら、個人でも参加が可能でした。

これは、例えば先ほどの、元に戻りますと、九州中央自動車道上野インターチェンジ、それを利用して、町長施政方針の中にありましたけれども、過疎地域における定住促進、この部分に使えると思うんです。例えば都市と農村の交流施設とか、そういうのを3年から5年にかけて整備していくということで、かなりの金額が出ているんです。これを使わない手はないと私は思うし、個人もこういうのが紹介されとったならば、「いやあ、自分もやってみよう」と思った人が必ずいると思います。そういう形で、細かなところを地域住民に知らせるべきということを、忙しいと言われればそれで終わりなんですが、そういう細かなところをやっていただきたいと思いますが。

先ほど、町長の発言の中には、そういう補助金制度の取りこぼしがないようにという表現がございましたが、町長いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） ありがとうございます。私も同じような思いを持っています。この間私のほうにも九州農政局から来ていただきました。私が話したのは、移住定住に向けて、私ども中山間地域の思いを話させていただきました。その中において、今後空き家対策の問題、そして農地の問題、私たちは中山間地域にたくさんのものを宿題を与えています。その解決策として、九州農政局と一体となって解決しなければいけないということを思ったことであります。

その中において、九州農政局に話したのは、やはり地域が一体となるためには、やはり拠点が必要だろうということで、私としたら、地域、あの地域が御船インターチェンジを通じてどうやって活性化するかと。そうするには、やはり集落選定を行いながら、そして集落選定の結果、どこの地域にどういったものがあるのかと、はずれたものをその地域に持ってきても仕方ありませんで、その地域性を把握しながら、その地域にどういったところなのか、空き家が多いところは空き家を利用した空き家で民泊という問題を進めていくという問題もあるし、中山間地域というのは農業の先生方がたくさんいらっしゃいます。その農業の先生たちを利用して、子どもたちが今後あの地域に来てあそこで農業体験ができるような、そういったものもしていかなければいけない。農地中山間地域において、今までは中山間地域というものを子どもたちに伝えるというものはなかったけども、子どもたちとともにあの地域を活性化するために九州農政局のお力をお願いしますという話を

しております。

改めて、今後熊本の局からまた来てお話をするという段取りになっていますので、そのあたりはまた今日の話を受けてお話をしていきたいと思います。

○3番（岩永宏介君） はい、よくわかりました。先ほど私はその説明会に参加したと申し上げましたが、参加しましたが、そして多くの町の、例えば菊池とか阿蘇とか、あの周辺、非常に多くの個人、NPOの方々が説明会に来ておられて、その説明が終わった後に、やっぱり地域を活性化するために、本当に必死になっている姿をそこで垣間見ました。それが、先ほど副町長がおっしゃったように、やはり公が指導することも大事なんですが、結局は民、住民がどんなふうにかえるかというのが非常に、極めて大事なんだと思います。そういう個人的な人、熱い思いを持っている方の区長とかいらっしゃいますので、その方々をやっぱ大事にして、そういう方々の意向をしっかり聞いてやっていくのが大事だろうと思います。

そのあたりで、説明会に行きましたけれども、これも非常に資料だけでも、1センチはないでしょうけれども分厚いものでした。そして、その申請の中身が、端的に申し上げると、もうこれは自分では使えん、申請するのは時間も足りないなと思いました。だからこのあたりを、役場職員の方々も、どうなんでしょうか、慣れている方は、例えば地方創生の交付金を申請して、本当に役場は寝ずに頑張られた方、そのあたりは可能じゃないかなと、それぞれのレベル、もっと地方創生のほうがもっとすごいのかもしれません、この前の5,000万円近くのですね。

そのあたりの人材がたくさん増えて、例えば個人が申請しようと言ったときには手助けをしてもらえる。あの交付金は、手助けばかりじゃなくて、町行政当局がかかわっていないと申請が、地域理解ができてないと申請できないんです。そういう事情でしたので、本当に頑張って、そういう住民の思いを形にして補助金をもらえるという形にするという形をぜひ町長に作っていただきたいと。行政のほうにです。

そして、やはり地域住民の力で活性化していくということだろうと思います。

それで、そろそろ時間も来ましたが、実は具体的な話から入りますけれども、先月同業の議員と山口県山口市仁保（二ホ）地域を視察研修してまいりました。ここは驚くことなかれ、とにかく1960年代に過疎化の進行が始まったところでありまして、まちの方々がこのまま何もしなければこれは地域が、こんなふうに激しい人口減少が発生しているな

らば、そのうち自分の仁保地域はますます活力がなくなってしまうという危機感のもとに、1969年段階のそのあたりの人口減少に苦慮している地区です。1969年に仁保地域開発協議会を設立しています。その実際、もう代が替わっているんです。その作った時点の代表者は二代目になっているんです。そのあたりでそこを研修して、今副町長がおっしゃったように地域の方々の動向もというところが非常に印象に残ったところですが、やはり地域活性化が進んでいるというか、活性化に取り組んでいる、そしてうまくいっているところは、その地域のリーダーがいらっしゃるんです。役場とか公ばかりじゃないんです。

だから、そういう意味で、先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、副町長の答弁にもございましたが、この仁保地域の仁保地域開発協議会、これは実際現在は仁保地域づくり協議会と名前を変えておりますが、実はその仁保地域の組織、例えば仁保自治会、仁保市議会に地区在住の市議会議員、仁保の土地改良区、仁保地区社会福祉協議会、農業委員代表者、今挙げたような形です。これは数えると23組織なんです。23組織で、仁保地域づくり協議会というのを作って、まちを、言うならば住民自治、自治の地域でした。だから、こういう形が今の地方の時代には求められていくんだろうと思います。

そのあたりで、先ほど私の先を越されて、町長から、私が想定している組織づくりというものは、地方自治法の202条の4をはじめとする地域自治区の話じゃないかというお話もあったかと思いますが、やっぱりそういう山間地なら、方向等もやはり山間地あたりで住民の意見をすい上げるような組織あたりを作っていくもの。地方自治法に言うこの地域協議会ではなくとも、そういう地域づくりのためにはやはり人材づくり、それから意見を出し合う場、そういうのが非常に必要になってくると思いますので、そのあたりをぜひ進めてやっていってほしいと思います。

重ねて言いますが、日本国憲法の条文、それから地方自治法の本質は、1つは憲法は団体自治、団体自治と住民自治というのがありますけれども、やはり住民で自分たちの地域の問題を解決していくというのが基本になっていると思います。地方自治法は、例えば地域の住民の意見を反映させるために、そういう地区・地域自治区を作ると、地域の区割りを作ることになっておりますので、大きな流れとしては、住民自治、住民の意見、住民の思い、そういうあたりをぜひすい上げていってほしいと思っております。

その点について、今後藤木町長の町政、住民自治の観点から、どういう思いを持っておられますでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 住民自治のお話に及んでおりますけれども、やはり私としては、今御船町には区があります。嘱託員の皆さん方にこの区をまとめていただいております。その中において、私たちの役場としてどういったことができるかということで、お伺い行政というのを私自身は立てております。やはり今この行政区において一番問題になっているのが、話はするけどなかなかそれが実現できないという話が1点です。だったら、そこに私たちは手を入れなければいけないということで、今回、「ありがとう行政」というのを打ち出します。同じことなんですけれども、なかなか結果が出ないことが1つの問題になっていると思います。そして、やはりすべてにおいて結果を出すというのはなかなか難しいことであります。しかしながら、少しでも結果を出すということによって、この自治区問題、私たち役場として解決していきたいなど、そのためにお伺い行政を、今後推進していきたいと思っております。

○副町長（本田安洋君） 私から補足しておきたいと思います。と申しますと、今山口県のお話をされましたけれども、大体、御船町の皆さんは御承知だろうと思っておりますけれども、私が副町長時代、もう10数年前と思っておりますけれども、よく大分ではやっておりました一村一品運動、この中で自治を分けて、そこに補助金をやって、そして自分たちで何かやっていたかと、そういう形を作ろうじゃないかということで、私は熊本県に先駆けて御船町に10組織を作りました。1校区に100万円ずつやって、このお金で自分たちが何か地域おこしをやっていただきたいと、また何でもいいから物を作って販売するような形を作ってくださいと。もう自分たちでいいような形態を作ったんです。そういう組織を校区ごとに作ってくださいと言ったのが、御船町で私たちが一番に作りました一村一品運動の始まりなんです。そういう形で、私が平成19年に辞めましたから、それまではずっと10校区の中で1,000万円の予算を使ってやっておったと思います。

しかしそれは、もう今は予算を見ますと30万円ですか、そのくらいになって、どういう形で今やっておられるかはわかりませんが、やはり今おっしゃったような形の中で、これだけ御船町は財政が逼迫してまいりました。今回の災害によって多くの財産を失って、やはり今年の、平成29年度の予算を見られるとわかると思っておりますけれども、起債だけでも130億円、恐らく平成29年度の終わりになりますと、特会も合わせますと150億円に私はなると思っています。そういう大変財政逼迫の中で、これからの町政をどう進めていくか、行財政改革をしていく、そしてまた新規事業を始めていく、宅地化を始めて企業誘致をやって

いくと、大変模索をしているところでございます。

そういう中で、ぜひ皆さん方、これは地域の代弁者でございます。どうか、その点を御協力していい意見をどんどん出していただく、そのことが私は御船町民を助ける、豊かになる第一歩だと思いますので、協力をお願いしたいと、こちらからもお願いしたいと思います。付け加えます。

○3番（岩永宏介君） 私もそういう意味で発言を申し上げたつもりでございますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

もう時間が少なくなりましたので、これは強い要望で締めくくりたいと思います。

住民と行政が手を携えて手を打たなければ、山間の活力はなくなってしまうということが、これはもう本当に皆さんそういう危機感を持っていらっしゃると思いますので、そういう意味で、町政にも、公にも住民にも頑張ってもらいたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○5番（福永 啓君） 5番、福永です。一般質問を行います。

御船町には440戸の町営住宅があり、中には戦後まもなく建てられた超老朽化した町営住宅もあります。これらの町営住宅は今回の震災で大きな被害を受け、一番新しい町営住宅である中原団地は、未だ長期避難が続いています。町営住宅、特に超老朽化した町営住宅対策は町民の生命と財産を守る上でまさに喫緊の課題です。老朽化した町営住宅及び既存の町営住宅について、町はいつまでにどのような対策を講じるのか、お聞きします。

また今後仮設住宅に代わり、災害公営住宅、いわゆる復興住宅の建設が進む予定であります。どこに、どのような形で復興住宅を建設するのか、仮設住宅、町営住宅を含めて、今後どのような方向性で運営していくのかお聞きいたします。

個別の質問に対しては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） （1）被災した町営住宅、老朽化した町営住宅対策をどのように考えているかについて、お答えをいたします。

熊本地震により被災した町営住宅については、被災後応急的な修繕を行っていますが、国の補助事業に該当する住家については、既存公営住宅復旧事業、玉虫団地、辻団地、妙見坂団地及び町営住宅用地についても、国の補助事業である大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を活用して復旧を図ることとして事業を進めているところです。

また、その他の国の補助事業に該当しないような住家については、町の通常の維持管理

補修により復旧を図りたいと考えているところであります。

しかし、耐用年数を過ぎていて老朽化した住宅に関しては、劣化が激しく、再度住居として使用に耐え得るには多額の修繕費用がかかると思われます。現在町営住宅については、21団地、440戸を管理していますが、平成26年3月に策定した御船町町営住宅長寿命化計画において、団地ごとの今後の方針について定めており、適切な維持管理を行うことにより長寿命化を図っていくものとして、中原団地を含む7団地、279戸を指定しています。

その他の団地については、耐用年数を大きく経過していることから、現在の入居者が退去した後は用途を廃止する方針としており、中長期的には町営住宅の総管理戸数を減らしていく方針であります。

(2) 災害公営住宅建設計画はどのようなになっているか。また、災害復興住宅を含め町営住宅のあり方についてどのような計画があるかについて、お答えいたします。

災害公営住宅建設計画については、災害公営住宅整備においては、最低でも次の4つの段階で検討を行っていく必要があると考えます。1つが、全体の整備戸数の決定、1つが、整備対象区域の決定、1つ、戸数の決定、1つ、候補地の決定。

次に、災害公営住宅整備の基本方針としては、熊本県災害公営住宅等整備指針に基づき、供給整備を行います。小規模高齢者世帯が多くなることが予想されることから日常的な見守りや交流のしやすさ等に配慮したものとします。住戸規模はアンケート結果及び思考調査結果に基づき設定することとします。アンケートでは、戸建形式の希望が非常に多かったが、不足する敷地の効率的な活用や将来的な維持管理のしやすさ等の確保を考慮し、基本的には長屋形式や共同住宅形式で供給を中心に検討したいと考えています。

以上の要件から、具体的に候補地の決定を行っていくと考えているところでありますが、災害公営住宅は恒久的なものであり、今後の維持管理のしやすさを考慮した形で建設することが望ましいと考えています。また、既存の公営住宅の老朽化が著しいことから、後々は既存の入居者の住み替え先としての利用も考えることから、今後の町営住宅の管理戸数をコントロールする上でも有益であると考えるところであります。

なお、災害公営住宅の整備手法としては、迅速な事業実施の必要性や設計、工事発注業務等に係る行政のマンパワー不足などを考慮し、それらに対して優位性の高い買取方式を選択することとしました。URを選定した理由としましては、法律に基づき公益的事業を行う目的で設立された独立行政法人であるとともに、過去の地震災害での整備実績等のノ

ウハウを指摘しています。

また、速やかにURと基本提携を締結することで、建設工事における敷地調査、基本計画検討等の業務を開始できるため、事業実施の迅速性、法規定適格性は格段に向上することになります。

町営住宅のあり方について、現在町営住宅については、21団地、440戸を管理していますが、平成26年3月に策定しました御船町町営住宅長寿命化計画において、団地ごとの今後の方針について定めており、適切な維持管理を行うことにより、長寿命化を図っていくものとして、中原団地を含む7団地、279戸を指定しています。その他の団地については、耐用年数を大きく経過していることから、現在の入居者が撤退した後は用途を廃止する方針として、中長期的に町営住宅の総合管理計画をいたしてまいります。

本町の町営住宅の総管理戸数の観点から考えますと、従前より、町営住宅マスタープラン及び町営住宅長寿命化計画の中で、中長期的な管理戸数を削減されるようコントロールしていくこととあります。また、災害公営住宅後、一定期間はこのたびの熊本地震により住宅をなくした方のために供給されるべきものでありますが、一定期間を経過した後は、公営住宅本来の目的である低所得者及び住宅困窮者向けの住宅として供給管理していく必要が生じることになります。

災害公営住宅は耐用年数を超えた町営住宅に移住者の移転先となり得る建設戸数、建設場所等について、十分に精査するとともに、今後の町営住宅全体の管理戸数の適正化についても、十分検討する必要があると考えます。

○5番（福永 啓君） ただ今の答弁で、今後の町営住宅及び復興住宅に関する方向性、それは了解いたしました。

それで、個別に細かいことを幾つかお聞きしたいと思います。まず、町営住宅の場合、原則入居者が罹災証明書を申請しなければならないと思うんですが、被害調査及び判定については入居者からの罹災申請の有無にかかわらず、町が独自で行うことも可能ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

ただ今御指摘のとおり、罹災証明書の申請については、原則入居者が行わなければなりません。被害の調査それから判定につきましては、入居者からの罹災証明申請の有無にかかわらず、町独自で行うことが可能となっております。

○5番（福永 啓君） 実際、いたる町村でもやられているんですね。特に御船町、これは戦後まもなくと言っていいと思います。建てられて、超老朽化した木造住宅、これが幾つもあるんです。現在、外部にちょっとお聞きしましたが、そのようなもう超老朽化したような町営住宅に居住されているのは何戸でしょうか。またこちらの被害判定状況はどのようなになっていますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

今の議員の御指摘の町営住宅につきましては、町内に11カ所で合計74戸があります。3月1日現在、31戸の73人の方がお住まいになっておられます。被災をしました町営住宅につきましては、居住者の方に罹災証明申請をお勧めするとともに、罹災証明の申請の有無にかかわらず、町として必要な被害調査判定をこれまで進めてきたところであります。特に老朽化が著しい、ただ今議員からも御指摘がありました町営住宅につきましては、これから、その作業を進めていくこととなりますけれども、予定としましては5月末日ぐらいまでには被害調査判定を終了したいと考えているところであります。

○5番（福永 啓君） やはり忙しいのはわかります。ただ、こちらの超老朽化の住宅に関しましては、喫緊の課題だと思います。やはり町は把握する必要があると思います。これは早急に行っていただきたいと思います。

それと、半壊以上の判定を受け解体しなければならない町営住宅、これは住んでいらっしやったんです。超老朽化した町営木造、私が申し上げますと、60年経ったところもあります。30年しか耐用年数がないのに、その倍経っている木造があります。そういうような木造住宅、それはほとんどこのような半壊以上の判定が十分されて解体しなければならないということに当たると思うんですが、そのような町営住宅の場合、入居者が退去され取り壊された場合、これは解体世帯として全壊世帯と同様の生活再建支援法上の被災者生活再建支援金、これを受け取ることがこれからもできると思うんですが、ここは間違いないですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えをいたします。

町営住宅、公営住宅となると思いますが、この場合においても、一般のアパートと同じ考え方で、居住をされていた建物が原則半壊以上の認定というか判定を受けて、解体をされた場合においては、居住世帯は解体世帯としまして半壊世帯に支給されます義援金になりますが、それと全壊世帯と同様の被災者生活再建支援法上の被災者生活再建支援金を受

けることができるとなっています。

○5番（福永 啓君） 町内にある町営住宅のうち、本当に戦後まもなく建てられた木造町営住宅をどうするかということは、これは町のずっと長年の課題であった懸案であったと思うんです。老朽化に加えて、今回の地震により大きな被害を受けています。そういう超老朽化した町営住宅の対策は、これはまさに待ったなしだと思います。以前は、転居先がないですとか、転居費用がないですとか、転居先の家賃が心配などという理由からなかなか転居が進みませんでした。

しかし、今回の被災で、前の一般質問のときに言いましたけど、私たちは思い知らされたと思うんです。災害はいつ起こるかわからない。これは命の問題になってきました。住民の方々の気持ちの問題で今までは進まなかったんですが、今から命の問題なんです。でするので、この震災に係る制度が、本来はあるなしにもかかわらずでもしなければいけない。しかし、これは不幸中の幸いと言ってはあれなんですけど、今回はそういう充実した制度が実際あるんです。それによって、今でしたら、今まで持っていってらっしゃった住居者の不安、申請的な不安、移る先の不安、それに対して一定の答えを出せる時期なんです。期限を切って、やはり何とかしていかなければならない時期に来ていると思います。いかがですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えをいたします。

ただ今議員から御指摘がありましたとおり、以前の議会においても御指摘がありましたことについて答弁をいたしたところでありますけれども、住民の、町民の生命財産にかかわる重要な案件ということで認識をしておりますとともに、町としてこういった危険な住居からは一日も早く退去、転居をしていただきますよう、これまで住民の方々にも御説明を繰り返してきたところでもあります。

今回の震災後、この応急仮設住宅に転居をいただいた世帯も何世帯かあるわけでございます。しかしながらまだ多くの方々が老朽化をしました、そういった町営住宅に入居をされているという実態もあるわけであります。今後とも震災に係るこういった新制度、こういうものを説明を含めまして、ねばり強く退去、転居の交渉を町として進めていきたいと考えております。

今後におきましても、議員からのこういった御指摘の老朽化した町営住宅につきましては、これから平成29年度中にはどうにか退去、転居ができるよう、努力をしていきたいと

考えているところであります。

○5番（福永 啓君） この件につきましては、私も議員として「じゃあ、お願いします」と終わるわけにもいかないと思っています。以前より、これは確かに有利な環境ではあります。しかし、退去・転居の交渉、それは大変簡単ではない。これはもう、しかし命の問題でありますので、住民の一番大事な命の問題でありますので、これは私もできる限りの協力はいたします。頭下げて「お願いします」と、町民の方に訪問して説得することも、私が行って有利になるんだったらそれもしても構いません。区長や地域の方々も協力していただけたと思います。またボランティアの方々、この方々もこういうことについては非常に危惧されておりますので、協力していただけるでしょう。こういうことを担当課、建設課とかだけで抱え込まずに、ぜひそういうオール地域が一つになって、御船が一つになって問題解決に当たっていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

議員からただ今御提案がありましたとおり、いただいたとおりに、退去・転居のこういった交渉につきましては、非常に難しい問題でありまして、簡単にはいかないと考えているところであります。しかし、これについては、先ほどからもありましたように、命にかかわる事柄でございます。ということから、これから今後においては、地域の区長、あるいは地元議員の皆様方、そういった方々に御協力をお願いをする場面もあるかと思います。どうか、そういった場合においては、行政としましても、これはもう当然であります、精いっぱい努力をすることになりますけれども、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

○5番（福永 啓君） ぜひこれについては、本当に忙しい中、忙しいと思います。しかし、待ったなしの問題だと思うんです。毎回、そういう住宅を通ります。これは何とかしなければいけない。涙が出るような気持ちです。ぜひ、抱え込まずにみんなで一緒にやっていきましょう。よろしくお願いします。

復興住宅の話をします。復興住宅のニーズ調査を行われたとありました。どのような方法で実施し、どのような結果が出ましたでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

今回の震災によりまして、被災をされました半壊以上の判定を受けられた方々について、今回のアンケート調査については、すべての世帯に郵送によりましてアンケート調査を実

施したところであります。このアンケートを送付しました総世帯数は2,164戸であります。そのうち回答がありました世帯が1,614戸となっております。回答率としまして74.6%でありまして、この回答がありました世帯の中で、現在復興住宅に居住を希望されている世帯につきましては5.3%、戸数にして69戸ほどになるわけであります。この調査についてもう少し申し上げますと、今申し上げましたように1,614戸の回答があったわけですが、そのうち住宅を自力で再建をする。これは考え方としましては、修理、建て替え、それから住宅の購入ということになるかと思いますが、それが1,306戸の回答があります。それから、まだ決められないというのが101戸ありました。それから、先ほど住宅の再建というのが率にしまして79.6%、それから決められないというのが101戸で6.3%であります。また不明というのがありまして、これは多分まだ判断ができないという段階だと思いますが、これが240戸ということで、率にして14.9%でありました。

また、再建の場所についてであります。町外あるいは県外というのが68戸ありまして、率にして4.2%でありました。先ほど申し上げましたが、災害公営住宅への入居を希望されるという方が69戸ということで5.3%ということであったわけです。また未回収の分が582戸あったと。詳細に申し上げますとこういった状況であります。

○5番（福永 啓君） ありがとうございます。

これは被災し、先ほど話ししました老朽化した町営住宅にお住まいの方々に罹災証明書を申請していらっしゃる方々が大変多いんですが、その方に対しては郵送されましたでしょうか。また今、回答率がありましたが、回答をしていらっしゃる方、それぞれに個別に発送するとか、そういうのはされましたでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

このアンケート調査につきましては、昨年9月30日の時点におきまして、罹災証明の申請をされた半壊以上の判定を受けている世帯に対してのみのアンケートということで実施をしたところでありますけれども、この罹災証明の申請をされていなかった方で、9月30日時点において、まだ半壊以上の判定が出ていない町営住宅の方々に対しては、まだこういったニーズ調査を行っていないというのが実状であります。

また今回のアンケートにつきましては、今の段階で主だったといいますか概算的な復興住宅の必要戸数を今後この段階で検討するということのための基礎調査ということでありますので、回答がなかった世帯についての個別のアプローチというところまではまだ至っ

ていない状況であります。今後において、これから具体的に実際に復興住宅の建設場所、それから戸数を決定することになるわけですが、その際におきましては、これからさらにそういったニーズに関する正しい調査を、被災地の方々に説明を重ねながら行っていきたいと考えているところであります。

○5番（福永 啓君） まず、主な計画を立てるためには、こういう調査は必要です。ですから、これはしなければならない調査で、大体こんなもんだろうと、全く雲をつかむ話ですから。やはり今後実際に建てるとなってくれば、前回全員協議会で100戸程度という考えで、そういう報告がありました。しかし、今の調査結果とか見ても果たしてこれでいいんだろうかという疑問はやはりどうしても沸いてきます。大まかな地域割れについても示していただきましたが、これについても、戸数、地域割り、これが本当に、概算で概要を示していただいただけなんです、それで本当にいいんだろうかという気持ちはあります。

さっきも町長おっしゃいましたよね、仮設と復興は違うんです。復興はそこに住んで、もう終の棲家としてそこに住んでいらっしゃる方、行かれる方がいるわけですので、今回、建設及び戸数を決定する際には、十分な計画性を持った上で丁寧な調査と説明をお願いしたいと思います。

また、老朽化かつ被災した町営住宅の方々、これもさっきも町長おっしゃいましたけど、やはり最終的な転居先は、そういう方にとってはここしかないとは私は考えております。その方々にも十分考慮をいただきたいと思います、その点はよろしいですね。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今御指摘というか御意見をいただいたことにつきましては、承知をいたしているところであります。先ほども申し上げましたが、今後、災害復興住宅を建設を進める上におきましては、さらに詳しい調査説明を重ねた上で、計画性を持って事業を行いたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 今老朽化、繰り返しこの点は申し上げますけれど、老朽化した住宅に住まれている方の転居先はここしかないと思うんです。そして、逆にそこがとどまったなら転居は進まない。復興住宅を建設する場所、これの選定が非常に難しくなってくると思います。復興住宅を建設する上でも、町営住宅の今後を見据えた上でも、超老朽化した町営住宅対策は、まさに喫緊の課題であると思っています。町としても今までの答弁で十分に御理解をいただけているようですので、そのところは迅速かつ丁寧な対応をお願い

いたします。私も一生懸命そこは協力します。

復興住宅に関する制度についてお聞きしたいんですが。そもそも復興住宅というのは何なんですか。町営住宅とどのような違いがあるんでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

災害公営住宅、いわゆるこれが復興住宅と申すわけですがけれども、これは災害に、このたびの震災復興に、こういったものを含めてでありますけれども、災害によりまして住宅を滅失をされ、そして自力での住宅再建が厳しい、難しい方々のための公的な賃貸住宅ということになります。基本的には、町営住宅と同じようなものになりますけれども、入居をされる場合においては、所得の制限等はないということになります。また、町営住宅におきましても、所得が低い世帯に対しては家賃の低減化が図られているところでありますが、復興住宅におきましては、さらなる低減化が図られることになります。町の財政面からいきますなら、復興住宅建設に国から出される補助金、それから国からの家賃補助などが一般的な町営住宅に比べまして大変優遇をされるというものになるものであります。

○5番（福永 啓君） 法律上では、災害公営住宅とか復興住宅とか、そういう名前が規定されているものではないんです。これはあくまでも公営住宅なんです。しかし、町の財政的にも、入居者で家賃とか制度にとって、これは有利な町営住宅ということに結局はなるんだろうと思います。

災害公営住宅の、いわゆる復興住宅の制度の概要、ちょっと皆様にお配りしていた図があると思います。こういうのをお配りしていたかと思うんですが、御覧になってください。

今回は、激甚災害ですので、ここです、この黄色の部分です。この部分が御船町に当たるということになります。これが赤の部分が東日本大震災分です。確かに災害公営住宅、復興住宅、これは有利な制度ではありますが、この東日本大震災と比べると、例えば建設についても激甚は4分の3、ところが東日本大震災は8分の7です、国の補助金が。このように、決して東日本大震災並みというわけにはいかないんです。そのほかにも、土地に対しましても、高齢者支援施設を建てる場合に対しましても、これはやはり大きく実は違います。いかがですか。熊本地震の災害公営住宅の制度について、今後情報として、町が同等の制度になるという見込み等は現在ありますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

ただ今議員から御意見がありましたとおり、現時点におきましては、あくまでも激甚災

害における災害公営住宅制度という取り扱いになっております。今回の熊本地震の場合におきましても、たびたび国の制度におきましては変更があつてきている状況であります。そういうところから、この災害公営住宅の制度についても、これから東日本大震災と同等程度の取り扱いをしていただきたいと考えてはいるところではありますけれども、現段階におきましては、今後の見通しについてはちょっと不透明なところであります。町としましても、今後、県あたりを通じましてではありますけれども、要望を繰り返しながら進めていきたいと考えておるところです。

○5番（福永 啓君） やはり公営住宅は100戸、200戸と建つかもかもしれません。相当な、この制度の差によって町の負担は変わってまいります。これはぜひ、町としても、この東日本大震災と同等になるような要望を繰り返していただきたいと思います。私たちも要望に行つてよく言われます。単に助けてくれではなくて、具体的にここをこうしてくれという要望をしてくださいということをよく言われます。これは逆に言えば非常にそれがしやすい。「こうありますでしょう、ですからぜひ今回もこれと同じような、今から、災害公営住宅については、これでやってください」と、要望としては非常に出しやすい、逆に要望になってくると思います。これは、町にお願いするだけではなくて、議会としても要望を出すことができればよいと私は考えております。ぜひこれは繰り返し、少しでも町の負担がなくなる。そして、町民の方々が有利な条件で入居できますように繰り返していただきたいと思います。

入居の条件について、この中に条件、どういう人が災害公営住宅に入れるのかというのがここにありますが、詳しく入居の条件、果たしてどういう人が、当初から災害公営住宅に入居できるのでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。ちょっと長くなるかと思いますが、お答えをさせていただきます。

法律上におきまして、災害公営住宅に入居できる方につきましては、熊本地震による災害によりまして滅失をした住宅に居住していた方、具体的には、居住していた住宅が被災し、その住宅の罹災判定が全壊あるいは大規模半壊でありまして、その住宅が滅失をしていること。半壊の場合においては、その住宅が住めない状態であり壊れている世帯ということになるわけでありまして。

このこと以外におきましても、入居可能な方について規定がされておきまして、いろい

ろと申し上げますと、市街地開発事業、それから住宅地区改良法によります住宅地区改良事業、それから公営住宅等の建設に関する事業、それから特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の建設の事業、その他国または地方公共団体の補助を受けて実施される賃貸住宅の建設事業で、当該賃貸住宅の戸数が50戸以上であるもの、それから国または地方公共団体の補助を受けて実施される住宅市街地の開発整備に関する事業で、当該事業に係る施工地区の面積が2,000平方メートル以上の事業、この5つの事業実施に伴って移転が必要となった方。

具体的な事業といたしましては、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、小規模住宅地区等改良事業、地方公共団体独自の制度による補助を受けて行われる住宅市街地の開発整備に関する事業等により移転が必要となった方が入居可能という制度となっております。

○5番(福永 啓君) 今の丁寧な御答弁があったとおり、実は災害公営住宅に関しましては、仮設とは違います。これは皆さんにお配りした資料の中の一番下のところを書き出したものです。特例の対象者、これは入居できる人の対象者ということなんですが、仮設の場合、この1番だけなんです。1番だけ。これの対応を拡大してきたということだけなんです。ところが、災害公営の2番、つらつらとこういうふうに、ほかにも災害による被災で滅失した住宅に居住していなくても、この場合だったら入居できますよというケースが幾つもございます。こういうふうに、これは特例がございますので、これはやはりまちづくりに有効に使っていかねばならないと思います。

御船町は町営住宅が非常に多いんです。しかも私が先ほど指摘した超老朽化した町営住宅だけではなくて、半壊認定は難しいと。しかし老朽化が進み、取り壊し、再整備が必要な町営住宅が実はほかにもたくさんあります、先ほどありましたけれども。

ちなみに、入居を既に中止している町営住宅、ですからそういう意味です。さっき将来的には247戸を管理していくとおっしゃいましたが、現在入居募集を中止している町営住宅は何戸ございますか。

○建設課長(松岡秀明君) お答えいたします。

先ほど答弁をいたしました、木造の町営住宅74戸ということで申し上げましたが、これに加えて、町内の町営住宅団地の3カ所を加えて87戸で、すべて合計で165戸の分について、現在入居についての募集を中止している状況であります。

○5番（福永 啓君）　そういうふうには、半壊認定は難しいけど、町としては再整備を進めていかなければならないとしている方にも、これは再整備を進めていくためには居住されている方に転居していただかなければいけないんです。そのためには代替の住宅が必要です。その際に、これは利用できる可能性があるんです。ですから、ぜひ町営住宅に、この点の採用を考える場合は、こういう制度の利用を検討してください。

そして、これが震災の制度とか、そういうのを使えば安くて、本当に有利な条件で入れるものもごさいます。こういう、先ほど申しましたとおり、安くて入れるところが、町営住宅より安いところに転居を促すことができるんです。

今回の震災で御船町は多くのものを失いました。しかし、震災により幾つもの有利な制度を逆に受けることを、今できるんです。先ほどの特例というの、これが御船町だからできるんですよ。激甚災害だからできるんじゃないんです、御船町だからと指定されてできるんです。その有利な制度の1つであるんです。復興住宅制度を使い、復興のまちづくりをなし遂げていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

町といたしましても、このたびの地震とか震災にかかわるものについて、国あるいは県のあらゆる支援制度について、うまく活用しながら、今回の震災を、災害を一つのバネといたしますか、契機としまして、復興のまちづくりに進んでいかなければならないと考えているところであります。

ただ今御指摘があった点も踏まえまして、国あるいは県ともさらなる交渉を重ねながら、知恵を絞るといいますか、そういうところで復旧・復興を確実に進める、果たしていきたいと考えているところであります。

○5番（福永 啓君）　あと1つ資料をお渡ししております。これを御覧ください。これはずらっと並んでいます、これは家賃の資料なんです、これは東日本のある市の復興住宅の家賃例です。ここが1と書いたのがありますが、例えば一番大きいところを見てみましょう、3万4,800円です。これがここでは基礎家賃であります。御船町の場合、中原団地がこのあたりの大きさだと思います。それで大体2万5,000円～6,000円ぐらいですかね、今この家賃にしますと。これが町営住宅の家賃なんです。そして収入が多くなればだんだん上がっていく。町営住宅も上がっていきますから、これが家賃です。じゃあ、復興住宅は、東日本の場合どれだけでそこの市は入れているのか。3万4,800円の部です。1万700円で

す。3分の1以下です。これで当初の5年間はこの家賃で住めるんです。そして、その後の5年間はちょっとずつ上がっていきます。しかし、10年間は軽減措置があります。

何でこういうことができるのかと。これはやはり、先ほどこれで説明いたしましたとおり、これだけやはり東日本と違うんです。これがあるからこそこれだけの家賃の軽減措置ができるんです。もし今回これほどの家賃の軽減措置ができるのだったら、御船町だったら、簡単に言えば何千円です。それで新しいところには入れると、そういうことも十分制度として可能なんです。そういうことができれば、これは今まで転居を諦めていらっしゃった方々にも、これは大変有利な条件ですので転居を促すことができると思います。

こういうふうに、こういう制度を使って、ぜひ老朽化した町営住宅の整備を進めていただきたいと思いますとともに、これはやはり国に対する要望、企画室になってまいります。そういう全体につきまして、ちょっと町長の御意見、決意をお聞かせいただきたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 話はよくわかりました。しかしながら、本町においては平成26年3月に策定した御船町町営住宅長寿命化計画というのがあります。私はここがポイントだなという思いであります。

この計画どおりに進めていきますと、今町営住宅は半減状態にあります。この半減状態を抜け出すことができなかった、この策定に当たっては、町としては、待ちの姿勢だったんじゃないだろうかと。この公営住宅というのは、御船町には440戸現在あります。その中において、この計画というのは今後住民がどのように経済性、やはり5年後、10年後のことを考えて策定するということでもありますけれども、そこがなだらかに下がるのであって、なだらかにそのままということでこの計画は立てられたんじゃないかと思っています。

しかしながら、この震災で、この指針は方向転換をしなければいけないということを強く思っています。この半減態をやはりいかに新しい町営住宅と公共住宅に移っていただくか、その基礎が今回の震災においてできたんじゃないかと思っています。

今、最後に言われた言葉の中に、被災を受けたけれども、失ったものも大きかったけれども、そこから得たものがあったというところ、そこがこの住宅問題に一番かかわってくるのではないかという思いでいます。その中においては、やはり住民が住みやすい環境をつくり上げるというのも1つに書いています。やはり債務の困窮者がたくさんいらっしゃいます。また子育て世代の問題もあります。そういった地域に即した、地域の事情という

のが各地区にあります。私はそういった地区ごとの思い、悩みというのは違う。そこにおいて、その住宅の再編を考えていかなければいけないということを考えています。

そこに至っては、私たちここだけでできることではありません。やはり民間の方々にも入ってお話をお聞きしながらこの問題を解決していきたいと思っていますし、今後、町営住宅の入居者の生活環境改善につきましては、住民と行政と事業者、そして今進められた福祉の問題、そういったものを考慮しながら、安全で快適な住みやすい公営住宅、そういったものを造り上げていきたいと思ひますし、この先このまま行けば、御船町において1,000件近くの町営住宅、公営住宅を確保しなければいけないと。将来、恐らく10年後こうなる可能性もあります。

そうではなくて、やはり町の状況、財政、いろんなものを勘案しながら、この先の5年後、10年後を見据えたこの公営住宅問題、災害公営住宅問題、こういったものを考えていかなければいけないということを、今から町で考えていきたいと思ひます。

○5番（福永 啓君） これは、災害復興住宅じゃないので、最終的には町営住宅の話になっていきます。町のグランドデザインの話になってまいります。今あるところを、まさにおっしゃったとおりです。このままでは言われるように半減になってしまいます。あそこは残っている、この土地は残っている、何軒か残っていると、古いところが残って、そのまま半分は住んでおんなはると。ずっとそこは維持していかにかいにかんとかですね。

今回、さっき言ったみたいに、町長も理解してしていらっしゃいますけど、1つにいい契機なんです。1回皆さんの知恵を絞って、町のグランドデザイン引き直して、これからどうやっていくか、これを進めていかなければならない時期に来ていると思ひます。

また、町営住宅についてはいろんな形が想定されると思ひます。その中心部だけの話じゃないんです。相当数中心部にあるんです。しかし逆に御船町の面積の8割を占める中山間地においては、今まで町営住宅が極端に少なかった。それが人口流出を加速させているのかもしれない。よくはわかりませんが。単なる町営住宅ではなくて、例えば農園付き住宅、クライנגルテン関連など、よく中山間部にありますが、そういうものも実際に導入している他町村が、それについては町として何か検討はされていますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

ただ今議員から御意見がありました、この農園付き住宅、クライングルテン、こういったものについて、具体的に検討を進めているというわけではございません。今後、中山間

部の活性化それから人材の育成、特に顕著化している耕作放棄地の有効活用、利用といたしますか、こういったことについても何らかの具体的な対策を講じる必要があると考えております。

そういった中で、このあたりの地方創生という考え方、観点におきましても、十分に検討していく必要があると考えているところであります。

○5番（福永 啓君） それもぜひ検討よろしく願いいたします。国の地方創生の観点からやっていくことは、非常に重要と思いますので、よろしくお願いいたします。

次に話は変わりますが、仮設住宅の制度についてお伺いします。仮設住宅は今後入居者の自立に伴い、どんどん空室が増えてくると、1年後とかには予想されます。仮設住宅の利用について、制度上どのようなことが可能なのでしょうか。例えば、空き家が極端に増えた仮設住宅に対して、ほかの仮設住宅と統合するとか、入居者が希望すれば空室になっているほかの仮設に転居できるとか、そのようなことが制度上可能なかどうか、お伺いいたします。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

さまざまな個別の事例に対しましてははっきりと定まった事例、制度というのはありませんけれども、平成29年度、来年度の秋以降においては、この被災された方々の生活再建といたしますか、家の再建についてもさらに進んでくると考えているところです。

そういうことになりますと、仮設住宅の空室も増えてくることが見込まれてくるのではないかと考えているところです。東北の震災におきましては、この仮設団地の統合、あるいは転居など、そういった事例もありますけれども、いずれにしましても、これからそういった仮設住宅の状況を、動向を見ながら国あるいは県と協議をしながら対応を進めていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 仮設住宅の今後の利用については、ぜひ入居者、生活改善の視点から県や国とも交渉していただき、復旧に果たしていただきたいと、被災者の方に寄り添いながら県や国とも交渉し、復旧を果たしていただきたいと思います。

仮設住宅についてお聞きしたいんですけど、21個、これは実は、御船町は県内最多なんです、箇所数は。また木造住宅の150戸、これも恐らく県内最多です。大変多くなっています。これは御船町が仮設住宅を建設した上で、非常に大変大きな特色なんです、ほかの市町村と違った。なぜこのような形の仮設住宅ができたのか、町長、なぜそういう仮設住宅

を整備されたんでしょうか、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えします。

この仮設住宅建設に関しましては、地域の皆様、区長の皆様、そして前にいらっしゃる議員の皆様に、本当に御協力いただきましてありがとうございます。まずもってお礼を先に申し上げたいと思います。

今御質問にありました21個の団地を造ることが、なぜ熊本県で一番多くなったかという問題ですけれども、この問題は、1つは最初に中原北用地を災害公営住宅と、仮設住宅ということで新聞に発表させていただきました。しかしながら、あの地域、中原団地のがけ崩れ等がありまして使えないということが県からも指摘されて、そのとき私が考えたのは、地域コミュニティーという問題が最初に頭に働きました。これは私が葬儀社をしていたから、やはり地域の問題というのがある程度わかっていました。地域において、やはり住む家が近くになくなかなかコミュニティーは重視できないと。新しく住む方同士でコミュニティーができるかといったら、やはりそれには年数がかかります。やはり震災後に同じ思いで被災と闘わなければいけません。その中においてコミュニティー重視という問題を最初に私は出しました。

その中において、県といたしましては、なるべくまとまった団地が欲しいということを最初はあったんですけれども、このことについては知事に直談しにいきまして、御船町はできれば農村地帯も多い、地域のコミュニティーがある程度ほかの地域に比べたらしっかりしているので、ぜひ地域重視と、コミュニティー重視ということでお願いできないだろうかということを直談しまして、知事からできることをやりなさいというお話があって、このような形で地域地域に仮設団地を造ること。その中にはやはり議員そして県の考え、そういったものがかわっていただいたというところが大きかったと思っております。

その中において、21団地という多いかもしれません。しかしながら、各地域においてできたということ、そして小さくできたということでコミュニティーがこれから役立つのではないかと思っております。

この木造住宅も同じ考えであります。熊本県産材を使用するという問題、それともう1つは、この御船町において住宅関連にかかわる一人親方という方が大勢いらっしゃいます。そういった地域の人たちで地域の仕事ができ、それから仮設につながればという考えがありました。ということで、県にお願いして木造住宅を極力造ってくださいと。

それと、東北の考え、そして阪神の考え、そういったものを伝えていただく方もたくさん来町されました。その方々のお考えを聞く中で、やはり生活をしていく上で大事なのは生活環境を整えるということが一番大事だということを教わりました。ただ仮設というのは、そこに住めばいい、ただ住めばいいという問題ではなくて、生活環境を整えてあげることが次へつながる一步に踏み出すことができるというお話を聞く中で、やはり仮設で木の上に、地盤の上に土地があるんじゃないくて、やはりある程度下のほうに基礎を打っていただくということもお願いしました。下のほうにやはり湿気が上がって結露するという現象が起きるのを少しでも防ぐためにも、こういった問題を考えていかなければいけないということをお願いしたわけであります。

その中において、やはり御船町においては仮設団地が多くしてコミュニティーを守る。そして木造住宅を多くして生活環境を少しでも整えるという方向に進むということを打ち出してきたわけであります。

○5番（福永 啓君） 被災地のどの市町村も同じような観点でやられていたとは思いますが。ただ、その結果、形としてなっているのは、これは御船町は他の市町村と違うと。そこは評価すべきところであって、誇れるべきところでもあると思うんです。仮設団地が遅かったという批判もございました。確かに遅かったのかもしれませんが。しかし、おっしゃったように、仮設は避難所とは違うんです。1年、2年、もしくは3年そこに住まわなければいけない。そういうときには、そういうコミュニティーの制作及び生活環境の向上を考えて、こういう21団地、150戸の木造ができた。この点は大変評価に値すると思います。

しかし、やはりどんなに頑張っても仮設は仮設なんです。狭い。あと1年、あと2年、もしくは3年仮設での居住を強いられる方も多いでしょう。先ほどもいろいろ答弁いただきましたが、今後とも被災者の方々に寄り添いながら、あらゆる制度を有効利用し、生活改善に取り組んでいただきたいと思います。

今回の質問で幾つかの提言をしました。そしてあらゆる知恵を使いながら、県や国とハードな交渉をするということもおっしゃっていただきました。これまでの質疑を踏まえて、最後に町長にまとめて町営住宅に対する考え方や、町営の今後、復興住宅に対して、町民に対するメッセージ、これをお願いいたします。

○議長（井本昭光君） 藤木町長、おおむね1時間超過しています。端的にお願いします。

○町長（藤木正幸君） ただ今御質問がありまして答弁したとおりであります。私たちは今後

町の住民の方がより良い環境の中で、この公共公営住宅に移っていただかなければいけません。その中において、やはり、先ほど言いましたようにコミュニティーがいかに関係していけるか、隣の人と話せるか、私の思いがこの公営住宅におきましては、隣の人と醤油のやり取りができる公営住宅を目指したいということを思っています。その中ではコミュニティーづくりが一番大事だと思います。

その中でやはり一番大事なことはリーダーの存在だということも思っています。十分に議員が言われたことを考慮しながら、この国の制度、今上益城が一つという形で復興庁とも交渉しております。その中において、ただの激甚災害から復興におきましては、熊本特区みたいな形で、上益城を1地域として、この1地域だけを特定してこの問題に許可をいただいたところもあっております。お願いした以上、この許可をいただいたものに取り組んで、今後の公営住宅づくりに取り組んでまいりたいと思います。

○5番（福永 啓君） 終わります。

○議長（井本昭光君） ここで、1時まで休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） それでは、1時まで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

○6番（田上 忍君） 6番、田上です。

平成28年熊本地震及び梅雨前の豪雨において町内の農地はかなりの被害を受けました。未だに修復できていない農地も多々見受けられます。この被災した農地の復旧状況と今後の復興計画、そして活用について質問します。

また、現在策定中の災害復興計画にある観光業の環境基盤の整備について質問します。詳細な質問は質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 震災で被害を受けた農地の復旧と今後の活用について。

1、平成28年熊本地震及び平成28年梅雨前線豪雨において町内農地にかなりの被害を受けている。そこで被害を受けた農地の復旧と今後の活用について問う。（1）災害を受けた

農地の件数及び面積はどれだけかについてお答えいたします。

熊本地震で農地や農業用施設の崩壊、埋没、地割れ等で被災していたところに6月の梅雨前線豪雨により町内全域で甚大な被害が発生しました。区長からの被害報告をもとに地震災害被害調査を5月、豪雨災害被害調査を7月に行い、被害額の査定を行いました。地震被害の内訳として、農地被害824件、9億1,540万円、農業用施設被害422件、6億5,960万円、豪雨災害の内訳として、農地被害1,520件、22億9,602万円、農業用施設被害額347件、4億6,845万円、合計3,113件、43億3,947万円となっています。被害査定が8月の6次査定から1月の23次査定で災害査定を終えたところです。被害査定の結果は、農地災害413件、査定額7億6,810万4,000円、農業用施設災害196件、査定額5億3,801万6,000円、合計609件、13億612万円となりました。

被災を受けた農地の件数は2,344件、約300ヘクタールとなっています。面積は概数になります。

(2) 災害を受けた農地で復旧申請されている件数及び面積はどれだけかについてお答えいたします。

農地の災害査定結果で申しますと413件、約53ヘクタールとなっています。

(3) 被害を受けた農地と復旧状況と整備を含めた今後の復旧計画はどう考えるかについてお答えいたします。

災害を受けた農地の復旧は、農地と災害復旧事業と基金事業である農家の自立復旧支援事業を活用して復旧事業に取り組んでいるところです。農地と被害復旧事業は今後は発注業務が中心となり、現段階として優先順位を設け、計画的に事業を進め、平成30年度をめぐりに事業完了を予定しています。

また、今回の一連の災害で農地、農業用施設等にも甚大な被害をもたらしており、早期の営農再開が望まれています。後継者不足、耕作放棄地や有害鳥獣対策等の中山間地域の課題も踏まえて、基盤整備等も検討していかなければならないと考えています。

(4) 復旧できない、または復旧申請されていない農地の活用をどう考えるかについてお答えいたします。

現行制度として農地等災害復旧事業がありますが、特に中山間地域の極小の農地の被害が多く発生しているため、事業費が限度額を上回ることに伴い、自己負担金の増加や農家の高齢化や後継者不足等で申請を断念されたケースもあります。農地維持と環境保全の面

からも、中山間地域直接払制度や多面的機能支払交付金事業の充実、さらに農家の自立復旧支援事業のさらなる中山間地域総合整備事業や農業農村整備事業等による農業基盤整備の強化を進めなければならないと考えています。

観光の環境基盤の整備について、現在策定中の災害復興計画にある観光業の環境基盤の整備について答弁します。

(1) 化石発掘広場の具体的整備内容はどうなっているかについてお答えいたします。

現在、地方創生加速化交付金事業を活用し、化石ひろば内の環境整備を進めているところです。白亜紀後期の御船層群を直接現地で見ることのできる化石ひろばの活用を目的として、子どもたちへの教育並びに学術的な化石発掘体験場として町民で組織されている恐竜ガイドとの連携による年数回のイベントや、恐竜博物館での教育誘致による自主事業の発展に利用していくものです。

具体的な整備として、発掘体験者の熱中症対策と、雨天時でも開催できるよう化石発掘体験場として木造あずまやを建築しています。そのほか約9000万年前の地層表面や体験場内の整地等を行い、発掘体験場として環境整備を行います。また、同様に吉無田高原緑の村におきましても、入村者が気楽に化石発掘体験ができる体験場も同時に整備中であります。

平成30年度供用開始予定の九州中央自動車道、仮称上野インター開通により吉無田周辺への人の流れを作り出し、中山間地域の賑わいと活性化につないでいく計画です。

また、昨年8月から実施しています恐竜博物館横の観光交流センター中庭で、化石発掘プレイベントとして多くの方々が体験をされ、満足度が高い意見を伺っております。今月は毎週土曜日、日曜日及び祝日に実施していく計画です。

(2) 町内の集客施設の魅力化とあるが、施設の整備について、具体的な考えがあるかについてお答えします。

今回、平成28年度緑の村運営事業特別会計補正予算に計上させていただいている地方創生拠点整備事業により、経年劣化した緑の村キャンプ宿泊施設の刷新を行っていく予定です。具体的な整備内容としては、懸案事項でありましたゆうすげの丘の活用を目指し、隣接した敷地に新たなドーム型キャンプ宿泊施設を設けていく予定です。ゆうすげの丘から、島原半島まで見渡すことのできる眺望と、有明海に沈む夕陽、熊本市内の夜景、吉無田の星空観察などを売りとして集客を図っていきます。

先ほど説明しました化石発掘体験に来ていただいた方との連携も図るなど、キャンプ宿泊者の利用増を行っていきます。

(3) 御船町特産品の情報発信と販売促進について、町はどのように行っていくかについてお答えします。

平成27年度から御船町特産品認定審査会が協議を重ねてきました。認定制度により申請商品26品目の審査を行い、19品目を御船町のいさぎとして認定を行いました。今後も引き続き追加募集手続きを行い認定商品を増やしていく予定です。

情報発信については、まずは町民の皆様へ、認定された特産品を知っていただくため、広報みふねに今年1月から3回に分けて連載し紹介を行っているところです。町民の皆様実際に家庭で使っていただいたり、贈答品に活用していただくことで、一つは口コミ等で広がっていくことを期待しているところです。また、インターネット上ではリニューアル予定の観光ホームページに御船町特産品のダグを設けるとともに、ふるさと納税の民間ポータルサイト、ふるさとチョイスにも掲載し、町外に情報を発信していきます。

販売促進については、次年度に観光交流センター内に特産品コーナーを設け、観光協会主体で販売を行っていく予定です。そのほか町内唯一の温泉施設華ほたる土産物コーナーの一角に御船のいさぎ、専用販台設置を承諾をいただいております、温泉利用者への販売も行っていく予定です。また、商工会において販売協力できる会員店舗について現在検討を行っているところであります。そのほか各種イベントなど、物産展等への優先的な出店呼びかけを図っていく予定です。

○6番(田上 忍君) ではまず、農地関係のことで聞きますが、全体の被害件数に比べたら、復旧の申請件数はかなり少なかったように思います。これはどういうところに原因があると思われますか。

○農業振興課長(松永正夫君) お答えいたします。

被害調査に関しましては、農家の方から区長を通じて申請がありました。大小合わせた金額になります。査定金額申請につきましては40万円以上ということになりますので、その小さい件数も除いてありますので、全体的には件数が下がっております。それと、やはり先ほど町長の答弁にありましたように、限度額をオーバーする関係で、負担金が多くなる関係で、もう今回は申請はやめたい、取り下げたいとか、そういう話も出ております。

○6番(田上 忍君) すると、今回そうやって取り下げた農地が結構あるということですが、

じゃあ、この農地は今後どうなっていくのでしょうか。その後、どうしていったらいいのか、その辺は何か考えられておりますか。

○農業振興課長（松永正夫君） 詳細、40万円以下につきましては、県の基金事業であります農家の自力復旧支援事業を活用しながら、農家の人も農地の復旧に努められているところではあります。

○6番（田上 忍君） 40万円以下ですと、そんなに被害も大きくないのかなと、自力で何とか直すことも、これも結構地域で起こるみたいだと思うんですが、逆のほうで、補修費用が自己負担がかなりかかるから、それでやめたという方も結構おられると思います。そういうところの農地、要は大きな農地があるかと思うんですけど、そういうのは今後どう考えられていますか。

○農業振興課長（松永正夫君） 現在中山間総合整備事業で最後で甲佐の方で取り組んでいますけど、それが終わる予定にしております。今後、中山間総合整備事業で次の事業で御船地区でも7カ所ぐらいを圃場整備等の計画で今現在計画をしているところです。

○6番（田上 忍君） 地震と水害以降、昨年度ですか、稲作もできなかった農地がかなり中山間地であると思います。まだこうやって修復できないと、今年もできない、来年もできない、そういうふうになってくる。そうした場合、田んぼだったところや畑だったところは恐らく竹が進行してきて、耕作のできないようなところになってくるんじゃないかと思うんです。こういうことを踏まえて、何か今考えていることはありますか。

○農業振興課長（松永正夫君） 現在、御船町山間のほうでは、中山間地域直接支払制度が取り組まれています。今回の災害がありまして面積が少し減っておりますけど、この事業を取り組みながら、周辺の耕作が大体条件ですけど、耕作できない場合は、管理といいまして草刈り等をして農地の保護をするような事業がありまして、こういうのを取り組みながら農地の確保をしていきたいと考えています。

○6番（田上 忍君） これは、石破元地方創生大臣が来られて、その中でのお話に出ていたかと思うんですけど、これからどうやって農地を増やしていくか、これが課題だよと言われていたかと思います。御船においては、こんなに甚大な被害を受けているので、少なくとも農地を増やすまでいかなくても現状維持で何とかいかなければいけないと。そのためにはやはり農業従事者が減らないこと、まずこれが大事かなと思うんです。このあたりは何か考えていますか。

○農業振興課長（松永正夫君） 先ほど言いましたように、中山間総合整備事業は3町連携で取り組んでいますけど、そのほかに供する強化基盤整備事業、中山間型という事業もありますので、それにつきましては中山間ですので、10ヘクタール以上の受益地があれば圃場整備ができるという条件がありますので、こういうのを土地改良区等も含めながら、協議しながら、こういう事業に取り組んでいけたらということを考えております。

○6番（田上 忍君） あともう1つ課題になってくるのは、後継者の育成だと思うんです。このあたりは何か考えられていますか。

○副町長（本田安洋君） 私から補足してみたいと思います。

一番最初被害が出たところと、それと災害にかかったところ、これのギャップというのが本当に先ほどおっしゃいましたように、大変私もあると思います。最初は2,344件農地が出たわけですが、その中で農地災害は413件しか出なかった。そういうことで、あと1,900件くらいですか、そこらあたりがやはり、災害が小さかったから40万円にかからなかったからしなかったとか、あるいはしても後で費用が余計かかるから、農地として通用しないということになされたのか、そこはわかりませんが、やはり私は一番今問題なのは、そういう小さな農地が、災害ができないところをどうするかということが、やっぱり一番大事じゃないかなと思います。

災害にかかるところは、これはやはり災害査定の中で業者にやっていただくわけですが、いますけれども、その中でも一番心配しているのは、今後業者が果たしておるか。ここ1年の間に復旧ができるかというのが、私は一番問題があると思います。今のところ順調に入札業者が、建設業者が取ってもらっておりますけれども、後でこれからどうなっていくかというのが、一番私は心配しているところでございまして、ぜひ、ここで呼びかけたところは、御船の建設業者の皆さん方はできるだけそこらあたりを考えていただいて、そうして、御船の復旧に協力していただきたいと、この場を借りてお願いしたいと思います。

それから、もう1つは、復旧ができないところはどうか。それは先ほど話が出ておりましたように、やはり県の基金を通じまして、自力復旧のあれがありますから、その40万円の2分の1ですか、それを活用してもらって、あるいはまた中山間地域直接支払制度ですか、そういう基金も御船町から年間に7,000万円ほど出ております。それから、他面で、これは前は農地・水と言っておりましたが、これが5,000万円以上出ております。そ

ういうのを地域の皆さん方といろいろ話ながら、そして共働で進めていく。私いつも申し上げております、自助、共助、公助、この3つがやはり組み合っこそ初めて、復興が一日も早く起こるものと思っております。

そういうことで、この小さい農地に対しても、ぜひそういう形の中で地域の皆さん方も協力していただきたいと思います。

それともう1つは、私が今考えておりますことは、お願いしておりますことは、やはりどうしても今まで水田として耕作されておられた農地が崩れているところが多いと思います、山つきはですね。そこらあたりは今度はJAの皆さん方にお願いをして、御船にはどのような作物を入れて植えたがいか、そのことを今私は頼んでおります。ぜひ、JAから、作物は何がいかということとはわかりませんが、それにつながる産地化を進めるような作物の選定をぜひお願いしたいとお願いしておりますので、その結果はどうなるかわかりませんが、やはり耕作者の皆さん方の、自分たちがやろうという意識が出て、そしてその復旧が進んで、そしてどのような作物を入れて、そして生活の糧にするかということが、私は大きな問題になると思いますので、どうか皆さん方もお願いしたいと思っております。

また、私がお願いしたいことは、私がこういうことを申し上げてはいけませんけれども、私はそれだけしか知恵が今のところわいてきません。田上議員ならどのような形をすれば、この御船町の復旧を、小さな費用の中で大きな効果を出されるか、そういう知恵があればお聞かせ願いたいと、逆にお願いしたいと思っております。

○6番（田上 忍君） 私の知恵は、今度個別にお話ししたいと思っております。

それで、今回副町長は農業に強いということで今回副町長になられたと聞いております。ぜひ、その今までの蓄積を生かしてほしいと思うんですよ。だったら、これはと思うことは、これから何かやろうと思うことは、ほかにはないんですか。

○副町長（本田安洋君） 今のところは、これをしたが一番いいということはありません。やはり耕作放棄地をなるべく少なくして、そして農家の皆さん方が作物を植えてもらって、そしてそれによって所得を上げてもらう、そういうことが一番私は大切じゃないかと思っております。そういうことで、今後の経過を見ながら、そこらあたりどういう形で地域の皆さん方が思っておられるかを検証しながら、今後は進めていきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） あまりいつまでも待てないことだと思うんです。早目にやっていかな

きやいけないと思います。

あと、先ほど町長の答弁の中で、例えば申請のあったところの事業完了は平成30年度ということで言われていました。ということは、あと2年間あるんです。申請された方というのは、もう申請した時点で、おそらく通ったらもうすぐできるものと思っていると思うんです。このあたりはちゃんと説明とかはされていますか。

○農業振興課長（松永正夫君） 説明については、今からの説明になります。査定が終わって、ようやく設計もある程度できて、役場としても優先順位を付けて、どこから行くのかということを決めている段階ですので、その後農家の人には説明をしていくようにしております。

○6番（田上 忍君） ぜひそれを早目にしてあげないと、もうそろそろ次の稲作の時期になってきますから、困ってこれると思います。

それから、先ほどの後継者の育成について、何か御船独特で、こういうことをやるよということはないですか。

○副町長（本田安洋君） 後継者対策としては、新規就農者には御船には恐らく6万円出しておられると思います。それから、結婚された人です、農業を踏まえた、結婚されるときにまたお祝い金として6万円やっている。これは皆さん方御存じだろうと思います。そういうことで、やはり、それと今これは県の事業だろうと思いますけれども、就農を新しくされた方は1年に新規就農者ですか、150万円ですか、夫婦で1年に250万円だったかな、それをやっております。多分新規就農者と、夫婦でされている方は今御船で5名ほど私はおられると思いますけれども、できるだけそういう補助制度がございますから、利用していきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） これからは後継者の育成について、やはり御船独自のものをこれから考えていってほしいと思うんです。今すぐにどうのこうのはできないと思うんですけど、長い目で見て、やはり後継者を育てていかなければいけない。

そして、あと地元の雇用を増やさなきゃいかんというところだと思うんです。こういう雇用を増やすということで、何か考えておられますか。

○副町長（本田安洋君） 農業の雇用ですか、全体の雇用でございますか。

○6番（田上 忍君） 農業の雇用です。

○副町長（本田安洋君） 農業の雇用。

○農業振興課長（松永正夫君） 農業をされている方で、法人経営とかされて、雇用をしながら規模拡大をしておられる農家、法人されておるところは2～3カ所はあります。

○6番（田上 忍君） これからは、6次産業化といわれていますよね。そのあたりをどう考えていくか。その辺、ぜひ力を入れてほしいなと思うところです。

では次に、災害復興計画にある観光業の環境整備について、このあたりに移っていきたいと思います。先ほどは、町長からは吉無田高原関係しか出てなかったですが、ほかに、この中で化石ひろばのことはよくわかりました。

まず、化石ひろばですが、皆さん見にいかれたことはあるんでしょうか。あそこを訪れてもう1回行きたくなるかどうか。まずそこから考えなければいけないと思います。そこに今度子どもたちが何かできるような、あずまやを造るとかいうことであっているんですが、もう1回来たいんだと思うようなところにしていくと思っていいんですか。

○商工観光課長（野口壮一君） 化石ひろばの整備につきましては、町長からも説明がありましたように、あずまやを建設して、熱中症対策と雨をしのぐあずまやを造っております。この化石ひろばは、申しましたように子どもたちの教育それから学術的なものに使っていきたいということで、年に今のところ計画して、10回ぐらいの恐竜ガイドを中心としたイベントを打ちながらお客様を取り入れたいと考えております。

今回、環境整備の中で、入り口あたりにやはり規制をかけて、こういうイベントのときに入れるという形にとっていきたいということを考えています。もちろん、そういうイベントを打つ際に参加料を取ってお客様への対応をやっていくという考えで進めています。

○6番（田上 忍君） 今のを聞いてちょっと不思議に思ったんですが、今でも行く人はいないのに、今度はお金を取って来てくださいと、本当にそれで来るんでしょうか。

○商工観光課長（野口壮一君） 昨年の8月から観光交流センターの前でプレイベントとして化石発掘体験をしております。この中で、全員アンケートをやっている中で、御船にはこういう9000万年前の地層が見える化石ひろばがありますということで、次回参加するときに、そういう現地での化石発掘体験をやってみたいですかというアンケートをとる中で、かなり体験のニーズがあるということで把握をしている状態であります。

○6番（田上 忍君） それで、これについてはまた1年後検証していきたいと思います。

この事業はこれからも恐竜博物館が中心になってやっていくんですか。

○商工観光課長（野口壮一君） 今、化石発掘体験は観光とそれから、博物館は博物館として

教育誘致等でやっておられます。主体的には、こちらの観光部門で化石発掘体験を産業化して、この化石発掘だけじゃなくて、発掘体験に来た人たちを、町内を回遊させる仕組みを今構築をしているところでもあります。発掘をしていただいて、そういう地元の経済を潤していくというシステムを今構築している段階であります。

○6番（田上 忍君） 今回遊と言われましたが、じゃあ回遊というと、どのあたりを回遊していくのでしょうか。先ほど御船、町内の集客施設ということで説明があったのは吉無田高原のことしか出らんだったように思うんです。その回遊では、ほかはどこを考えていますか。

○商工観光課長（野口壮一君） 地方創生加速化交付金事業を利用して、今みふねっとというホームページにもタグを張り付けているわけですが、あまり使い勝手が悪いと言うところで、新しく観光のホームページを作成しております。その中で、もちろんこの化石発掘体験もしかり、入れたところの観光周遊チケットというのを、このネット上で予約をして御船町に来ていただくように今作成をしているところです。

この中に化石発掘体験それからお食事、それから御船の唯一であります華ほたるの温泉施設、それから恐竜博物館のチケットを下げたものを、お客様に前もってチョイスをしていただくと。このチケットの中にそれぞれの特典を、料金的な面で特典を付けております。その辺で町内への回遊を促していくというシステムを動かそうとしているところです。

○6番（田上 忍君） だから、町内の回遊ということは、町内のどこを回遊させるんですか。

○商工観光課長（野口壮一君） 化石ひろばと緑の村、それから恐竜博物館横の観光交流センターでこの化石発掘体験を計画しておりますので、ここから町全域に回遊は行き渡るようなことを考えております。

○6番（田上 忍君） だから、町全域ってどこですか。何か、恐竜とこの吉無田と化石、これしか何か答えが出てこないんですけど、御船にはそれしかないんですか。

○商工観光課長（野口壮一君） すみません、また重複するかもしれませんが、いわゆる町内の飲食店あたりには、町内の飲食店には回すということが1つと、それからもちろん化石発掘体験した人たちにも、恐竜博物館のチケットも下げているというところです。

○6番（田上 忍君） すみません、町長、どうですか。

○町長（藤木正幸君） 回遊どこをという、御船町全体にいろんな回遊する場所はあると考えています。御船町に来ていただく方は、やはり入り口として恐竜博物館とか吉無田高原と

かあるかもしれません。高原からこちらに来るに当たりいろんな形でポータルサイトに出ますので、石橋を見学される方もいらっしゃいますでしょうし、また農家を回っていただく方もいらっしゃいますし、お地蔵さんが好きな方もいらっしゃるだろうし、そういったことで拠点として吉無田と恐竜博物館と入り口が設定されましたので、そういった入り口からその方面へ広がるような、そういった努力はしていかなければいけないと思っています。

○6番（田上 忍君）　じゃあ、ここに集客施設の魅力化とありますけれど、今はそれは言われたところしかないということですか、ほかには何か考えてないんですか。

○商工観光課長（野口壮一君）　今回の地方創生予算絡みで、吉無田高原緑の村のキャンプ場を刷新しようということで検証をさせていただいております。議会でも幾度も設計をされていましたが吉無田のゆうすげの丘を活用したものにつなげていきたいと。この中で、やはり35年あたりで老朽化しているキャンプ施設を刷新して、新たなお客様を取り戻していこうということで、今、1つはこの緑の村のキャンプ場を刷新していくことが1つ、今の段階では計画をしています。

○6番（田上 忍君）　私が今回この質問を出したのは、災害復興計画にある観光業の環境基盤の整備と出されているから、これについて聞いているんです。この災害復興計画で、それだけしかないのですか。

○商工観光課長（野口壮一君）　今回の地方創生の拠点整備事業というのは、ただ箱物だけを造る補助金ではありません。いわゆる、そこを拠点として周辺地域の賑わいを創出していく。今回被災にも吉無田周辺は遭っておりますので、その辺で地域の人たちを、この施設を拠点として、皆さんの所得の向上に向けたものに展開していくというものにしていきたいという計画であります。

○6番（田上 忍君）　じゃあ、ちょっと町長に伺いますが、この間石破先生が来られたとき、あの講演会を聞いたのは、役場の職員の方は大体どれくらいいらっしゃいますか。

○町長（藤木正幸君）　私を含めて役場の課長の半分ぐらいの方が聞かれたと思っています。

○6番（田上 忍君）　あのときの講演会の中に、石破先生はたしか初めて御船に来られたと思うんです。その中でいろんな何かアイデアというのをを出してくれたんじゃないかと僕は思ったんです。玉虫御前のことも、これは町長は御存じでしたよね。そして、2日県庁、これはみんな知っているんですか、あと妙見坂とか、こういうところはあんまり頭に入れ

てないんですか、この集客施設の魅力化というところで。こういうところで、もっと物語を作って、御船は歴史もある、伝統もある、そういうのも生かして、もっともっと物語を作って人が来れるようなところを、そういうソフト事業を考えenですかと、そのとき言われたと思うんです。課長も出てましたよね。あの話を聞いてどう思うですか。

○商工観光課長（野口壮一君） 私も同席をさせていただいた中で、御船町にはいろんな歴史・文化があるということはわかるんですけど、その展開として先月御船町の観光ボランティアガイドで町歩きウォーキングということに対して、29名の人が町内外から参加をされたということで、こういう紹介をする以上は、そういうガイドする人をちゃんと育てていかないと、ただ見せるだけでは思いも伝わらないところもありますので、今こういう観光ガイドの皆さんと一緒に町もそういう歴史・文化についても、取り組んでいるところであります。

○6番（田上 忍君） だから、この災害復興計画というのだから、別に今でなくてもいいじゃないですか。これからそういうことを作っていきます。こういう玉虫御前とか2日県庁とか、こういうところもこれから入れていきますとか、そういう頭というか発想にならないのかなということを言いたかったんです。ほかにだってあるでしょう。今まで町の施設修復やっていますよね。ここだって回遊させたいところなんでしょう。そして、眺世庵だってありますよ。あれの日本庭園、どこにもないですよ。こういうところにも回遊させるって、どうしてそういう言葉が出ないのか、私はそれがとても悲しく思います。

そしてあと、御船には4年制大学の平成音楽大学とかがあります。この大学を生かして、何かできないかと、こういうことを考えるのもやはり復興計画じゃないかなと思うんです。もっともっと音大生を使ってあげれば、音大生だって増えてくるし、そしてほかの人だって「ああ、御船は音楽の町だ、行ってみようか」となってくると思います。それをもう1回考えてほしいなと思います。

あと、特産品の情報発信、販売促進ということでありました。特産品、19品目今回認定したということですが、もともとこれが何なのかというのをまだ我々も知らない。認定したら議員に全部「こういうのを認定しました」と、何か1枚の紙でも何でもいいから、まず配って、そして議員も情報発信をする。そういうところからまず始めなくちゃいけないと思うんです。いかがでしょうか。

○商工観光課長（野口壮一君） すみません、議会にも、この認定された商品の報告というこ

とで、今その辺は落ち度があったかと思います。今広報みふねでも3カ月にわたっての商品の紹介等を行っているわけでありますが、ただ御船町の特産品に認定されたということではなくて、最初のこの制度構築のときから、この認定された商品を町ぐるみで応援していきましようというところで進めているところであります。

先ほどの町長答弁にありましたように、観光協会では、この認定された特産品の販売、それから商工会では、町内の店舗でこの特産品を売っていただける店舗を今協力して探していただいているというところです。それから、町としてもこういう認定された商品の情報を発信していくというもの。それから認定された人たちだけの組織も立ち上げて、みんなで認定された商品を応援していこうという体制を今後作り上げていくというもので進めていく予定です。

○6番（田上 忍君） とても素晴らしいことだと思います。そうやってグループを作ってやっていく、これはどういうところに声をかけて作るんですか、どんな方を対象に作るんですか。

○商工観光課長（野口壮一君） グループとしては、今言いましたように観光協会、商工会それから実際認定をされた人たちが中心となっていくと思います。また、この認定されたもので、販売ばかりじゃなくて、使っていただくというのにも必要かと思います。例えば農産物の特産品を認定をしておりますので、そういうこの素材を使ったメニュー開発とか、そういうものを今後必要だと思います。今申しました関係団体あたりを一つの取りまとめをする中で、そういう推進体制を構築していけばと考えております。

○6番（田上 忍君） これは商工観光課が中心となってやっていくんですか、今後。

○商工観光課長（野口壮一君） これは、最初こういう特産品の認定というのは、御船町の商工会でも以前あったんですけど、もうできなかったということで町が認定商品をやりましようということで立ち上がったわけなんですけど、今回制度を構築する前に、観光協会へもこれはお話をしております。行く行くはこれは協会で担ってくださいよということは、協会へは一応投げている現状であります。

○6番（田上 忍君） それはただ、言葉で「やってください」と言っているだけですか。

○商工観光課長（野口壮一君） 書面でのものは取り交わしはしておりません。

○6番（田上 忍君） 今言いたかったのは、例えば、先ほど副町長が言われたように一品一村運動、昔あったということを聞きました。だったら、例えば観光協会で100万円やったら、

これを100万円で例えばじゃんじゃん宣伝して販売促進やってくれとか、そういう考えも1つの案でもいいかなと思うんですけど、町長何かそういうところで、いい考えというか、持っていないですか。

○町長（藤木正幸君） この特産品というのは商工会でなぜできなかったというところからになってくると思います。やはり商工会といたら、町全部の事業者が対象です。その中で、特産品を認定する認定しないということが、そこではできなかったということです。そのところで、町が厳しく認定をするということです。やはり基準を決めて、この認定には当たらなくてはいけません。御船町で作ったからといってすべて認定したら認定制度は成り立たないわけです。やはりそこには基準というものを超えたものをちゃんと認定していかないと、ただの特産品になってしまうと。御船町の認定にはならないというところがあると思います。

今後観光協会に、もし移るとするならば、その認定の仕方について町と基準をすべて設けて、その辺にのっとして観光協会で見えていくということができると思います。

今回のものは公で行いました。商工会はあくまでも民間の団体です。観光協会は、公でもできない、民間でもできないものをする中間組織として観光協会というものがあります。そういったことを言えば、今議員が言われたように、観光協会が果たす役割というのはここは大きいと思っております。ぜひとも、認定したからこれで終わりではなくて、これからが勝負です。認定したものをいかに外貨を稼ぐ礎にするかということです。この認定したものを町民が買ったりやったりするのではなくて、この商品を認定したことによって外貨を稼ぐ一つの手段としてしたわけですから、この商品をどんどん外の方に売り出していだいて、外貨を稼いでいただきたいと思います。それを通じて、町、民間そして中間組織、そういったもので協力する体制を作っていきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 私が思ったのは、まず、物を作る人がいる。そして認定する人がいる。そして販売する人がいる。だから、厳しいというので認定しなきゃいけないのだったら、そのときは町が認定すればいいんじゃないですか。そして、もう販売はもう全部、どこかの外部資金にやってちょうだいと。つくる人はつくる人、生産者はいるわけだからですね。そういう作業分担、こういうのを考えていけば、もっともっとうまくなるんじゃないかなと思います。

ほかにも、先ほど最初の吉無田の件もありました。これはずっと町でやっていくんです

か。

○商工観光課長（野口壮一君） この計画では、当面は町直営ということでいっているわけですが、これも書面を交わしたことはないのですが、行く行くは観光協会が母体として、この化石発掘体験事業を回していくということにしております。

○6番（田上 忍君） あともう1つ、さっき聞き忘れたことがあります、この緑の村、改修する、それから新しく何かを作るということで、これは補正予算で審議があると思いますが、このときの集客という上では、どういう人たちをターゲットにしておられますか。

○商工観光課長（野口壮一君） 今回の地方創生の予算の中で、キャンプ場を整備するのは拠点整備事業で、化石発掘体験を事業化するのは加速化交付金事業ということで、国でもこれを連動してやりなさいということで国からの指示がっております。

最初の加速化交付金事業では、いわゆる子ども連れをターゲットにした事業展開ということで、恐竜博物館に来たお客様が大半が若いファミリー層が中心ですので、こういう方々を中心として、今回のキャンプ場のほうに入れていくという考えと、それから、こればかりではまた集客も難しい点もありますので、御船町、吉無田のほうの横のほうに、西原のほうにミルク牧場もございます。ここのミルク牧場さんとの電話でのやり取りは何回もやっているわけですが、こことお互い連携をした取り組みを今後展開しましょうということで、その辺を今後進めながら集客を図っていきたいという考えで進めていきます。

○6番（田上 忍君） ターゲットは子ども連れの方ということでわかりましたけど、県外の人をターゲットにするとか、県内をターゲットにするとか、もともとは特にターゲットにはせんとか、それもやはり考えながら情報発信していかなければいけないと思うんです。

じゃあ今度、新しくこういう資料ができましたよと、そういう情報発信というのはどうやってやっていきますか。さっき言った広報とホームページ以外にも何かあるんですか。

○商工観光課長（野口壮一君） 今こういう地方創生絡みで集客を入れた委託先の業者として、国内の大手旅行業者のJTBコミュニケーションズと一緒に進めているわけですが、1つは福岡に支店があるJTBなんです、そこでの集客体制として、福岡で売られているようなドライブ雑誌、それから子ども向けの新聞フリーペーパー紙等による福岡市あたりをターゲットとして告知を行っていく。

それから、この化石発掘体験事業でも、一番何をもって知ったかというアンケートの中に、熊本県内で企業のフリーペーパーの「すぱいす」というのがありますけど、これはか

なり周知の力がありますので、この辺を併用しながら、より集客を行っていきたいと、進めていきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 情報発信というのは、そうやって業者に任せるのも、それも大事なことでと思います。でもやはり一番は御船町にいる人みんなが情報発信する。これが一番じゃないかと思うんです。御船町のいいところをどんどん、みんなが情報発信すれば「ああ、御船はこういうところなんだ」と、やはり思うかと思うんです。そういうところも考えていかんと思うんですけど。その辺の必要性は考えていますか、町長。

○町長（藤木正幸君） 今後、検討させていただきたいと思います。検討だけでなく、必ず実行できるような体制を整えていきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 今情報発信の中で、一番手っ取り早いというか、一番効果があるのは、やはりSNS関係だと思うんです。フェイスブックだライン(LINE)だツイッター(Twitter)だといろんなのがあります。そういうことを使って情報発信する。そうすることによってみんながポータルどうなっているのかとか見てくれると思うんです。ですから、そういうところの教育というんですか、教室とか、そういうこともまた今度の予算なんかには入っているんですか。

これは、多分情報関係になってきます。昨年も吉本課長に聞いたと思うんですけど、今年もそういうタブレット教室とかパソコン教室とか、何かそういう情報発信に向けて考えているところはあるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えします。

今年度、平成28年度につきましては、熊本地震の影響がありましたので、ほとんどの教室等はできておりません。平成29年度にはもちろんやっていく予定としております。先ほどありましたので、商工観光課あたりとも連携をして、そこら辺の話も含めて1回は協議をしていきたいと思います。

○6番（田上 忍君） ぜひ、そういう教室の中で、先ほど課長は言われましたよね。新しくポータルサイトを変える。そういうところの使い方とかは、そういうのを教室の中でやったらどうですか。そして、こういうのをみんなでやりましょうと、それも1つかなと思います。いろんなことを、やりたいことをそうやってみんなが来たときに、みんなに教える機会を作って教えていく。そうすれば、家でも絶対やると思うんです。だから、そういうことも考えて、今後もやって、みんなで御船町をよくしていければと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○1 番（田端幸治君） 田端でございます。事前通告していました件について質問いたします。

最初に、御船町公共施設等総合管理計画についてであります。

国及び地方も昭和の高度経済成長とともに人口増に伴い、さまざまな公共施設整備に取り組んできました。しかし、その流れは大きく変化し、公から民への政策転換、人口減少社会への到来で、国は平成25年11月25日に決定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、地方団体に平成28年度までに行動計画の作成を求めています。

そこで、御船町における公共施設等総合管理計画はどのようになっているのか。総合管理計画の効果をどのように見込むか。町営住宅の将来計画と復興住宅の取り組みをどのように考えているのかを伺います。

次に、震災後の中山間地対策等地域自治についてであります。

中山間地における人口減少問題は今回の震災を受け、さらに深刻な問題となってきたのが事実であります。住宅被災による地区外への移住や大規模な農地災害による農家離れ等、これまでの人口減少に拍車をかけるかのごとく人の流れが起きてしまい、集落の維持そのものができなくなるのではと不安が住民を脅かしています。

そこで、町長が中山間地の人口減少対策にどのように取り組むのか伺います。また、町長は今回の震災を受けて、地域のコミュニティーが必要だと常々話しておられますが、地域の連携を保つにも、中山間地は人口減少、高齢化によりコミュニティーどころか日々の暮らしも脅かされる現況になりつつあります。そこで御船町は平成16年から嘱託区の再編に取り組んできましたが、これまで実現できていません。今後、町長はどのような地域自治づくりを目指すのか伺います。

以上、再質問については、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 御船町の公共施設等総合管理計画について。（１）総合管理計画はどのようになっているかについてお答えいたします。

まず、計画の趣旨につきましては、公共施設の老朽化対策が大きな課題となっている中、今後人口減少等により公共施設等の利用に係る需要が変化していくことが予想されることから、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って方針等を再考、長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本町におきましても、平成26年4月に総務省から出された要請に基づき、御船町においては平成27年度において委託契約を行い、平成28年度に繰り越し、今月中にその計画を策定することとなっております。

計画書の内容につきまして大まかに申しますと、計画を5つの章に分け、1、町の概要、2、公共施設の状況と見通し、3、計画の目的等、4、管理に関する基本方針、5、施設累計ごとの基本方針を定めることにしております。

町の概要については町の位置や面積、人口の動向、財政状況、熊本地震の被害状況をまとめ、公共施設の現状と見通しについては対象となる施設の現状、将来の更新費用の見通し、計画の目的等については計画の目的、計画の位置付け、計画期間、管理に関する基本方針には公営施設における現状の課題、施設の管理に対する基本的な考え、推進体制、施設累計ごとの基本方針においては建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設ごとの今後における方針をまとめることとしております。

(2) 総合管理計画の効果をどのように見込むかについて、お答えいたします。

計画のもたらす効果については、まずは施設利用の安心と安全の確保、町民ニーズの変化の対応、財政負担の軽減及び平準化、安定的な推進体制の構築及び共有財産の有効活用に資するものと考えています。現時点における公共施設等の状況を把握した上で、計画に基づき将来的に廃止をしたほうがよい施設や、町民ニーズによって民間への売却を進めたほうがよい施設、用途を変更したほうがよい施設、長寿命化を図るために改修したほうがよい施設、建て替えをしたほうがよい施設という仕分けを行うことにより、データをもとにわかりやすく、具体的な方針を立てやすくなるものと考えています。

また一方で、計画達成、経費については、2分の1の特別交付税措置や計画に基づく公共施設等の解体を行う際には企業債を充当させるなど、財政上の優遇措置もあることから、今後の公共施設等のあり方についての指針になるものと考えています。

(3) 町営住宅の将来計画と復興住宅の取り組みについて、お答えいたします。

現在、町営住宅については、21団地、440戸を管理していますが、平成26年3月に策定した御船町町営住宅長寿命化計画において、団地ごとの今後の方針について定めており、適切な維持管理を行うことにより長寿命化を図っていくものとして、中原団地を含む7団地、279戸を指定しています。その他の団地については、耐用年数を大きく経過していることから、現在の入居者が撤退した後は用途廃止する方針としており、中長期的には町営住

宅の総管理戸数を減らしていく方針であります。

本町の町営住宅の総管理戸数の観点から考えますと、従前より町営住宅マスタープラン及び町営住宅長寿命化計画の中で中長期的に総管理戸数を減少させるようコントロールしているところであります。

災害公営住宅建設後一定期間は、このたびの熊本地震により住宅をなくした方のために供給されるべきものでありますが、一定期間を経過した後は公営住宅本来の目的である低所得者及び住宅困窮者向けの住宅としての供給、管理していく必要が生じることになります。災害公営住宅は、耐用年数を超えた町営住宅に居住者の移転先となり得るため、建設戸数、建設場所等について十分精査するとともに、今後の町営住宅全体の管理戸数の適正化についても十分検討する必要があると考えます。

本町における災害公営住宅の現段階での配置戸数は100を計画しております。建設予定地は、被災者の居住の安定確保に十分かつ環境面からも適正な場所であるとともに、主催者の従前居住地にて確立されたコミュニティーへの配慮も肝要であると考えます。

そこで、昨年10月に国の直轄事業による被災者を対象とした住居に関する意向調査を実施したところであり、その中で、災害公営住宅への入居希望者数や建設希望地区等を把握した上で、災害復興計画、まちづくり計画、将来の町営住宅30戸数等も踏まえて検討し、町内の4区域に災害公営住宅の建設を計画したところであります。

1、御船、辺田見、滝川地区で50戸、2、木倉、高木地区で20戸、3、小坂、陣、豊秋地区で15戸、4、滝尾、水越、七滝、上野、田代地区で15戸、なお、建設予定区域については災害公営住宅の迅速かつ的確な事業実施の実現性や、被災者の従前コミュニティーにも配慮することとしており、可能な限り意向調査結果を反映した4つの地域を策定しています。

災害後の中山間地域対策等地域自治について。(1)中山間の人口減少にどのように取り組むかについて、お答えいたします。

残念ながら、本町の人口は町人口ビジョンでも示しておりますように確実に減ります。その中でも今後15年で、中山間地は32.1%と見込まれており、中山間地での集落の維持が課題であるといえます。岩永議員の質問に対する答弁と重複しますが、町は人口減少問題解決のためまち・ひと・しごと総合戦略に基づき、4つの基本目標達成のため、プロジェクトを推進しているところです。その中で、中山間維持のためには現実的な定住促進をす

ること、中山間地における生活機能の強化が必要になるものと思われます。

定住促進については、まずは御船町を知ってもらうために、交流人口拡大に向け、基本目標、御船の素材を生かし新たな人の流れを作るの、恐竜を生かした交流の推進に向け、御船DINOワールドプロジェクトを、地方創生関連交付金を活用し、取り組んでいるところです。今後は移住・定住をかなえる受入体制の構築に向け御船に来なっせプロジェクトを推進し、ターゲットである御船にゆかりのある人、子育て世代の受け入れを推進していきたいと考えています。

また、策定中の震災復興計画において、仮称上野インターチェンジ周辺を、交通利便性を生かした拠点形成ゾーンとして位置付けることとしています。その中で、地域活性化に資するような有効な土地利用を検討していくならばと思っています。

中山間地に生活の機能を強化することについては、総合戦略における基本目標、住みやすさナンバーワンの町を目指して、住民主体による地域づくりを進めるの、地域コミュニティの推進に当たると思います。また、機能強化については国の、生活である小さな拠点づくりを推進することで解決すると思われますが、環境整備に係る費用だけでなく、住民主体の組織づくり、地域内での議論等合意形成が必要になりますので、どのように推進していくかは検討していきたいと思います。

(2) 嘱託区再編等地域自治にどのように取り組むかについて、お答えいたします。

平成17年に、御船町において行財政改革に取り組んでいた折、私も行革推進員の1人としてかかわらせていただきました。その当時から、嘱託区の再編問題を課題として挙げられていました。当時は、再編の目的が財政指数を少しでも抑えるためという財政面での見地からの考え方だったように記憶しております。しかしながら、各地域の事情はその時点から大きく変わったような気がしております。

地域の実情、特に中山間地域について目を向けてみますと、平成17年当時よりも確実に高齢化が進展していることは言うまでもないことです。また、熊本地震において転出はもとより仮設住宅やみなし仮設住宅への入居により各集落の人口そのものも減少していることだと思われます。こういう状況の中、コミュニティとして本来の集落機能すら維持できない、あるいはしづらい状況にあるということも理解しています。特に、地域の代表である区長のなり手がなくことや、定期的に何度も区長をしなければならないような嘱託区があること。同様になかなか民生委員が決まらないということも聞き及んでいます。

御質問の嘱託区の再編については、以前と状況が変わったことを踏まえ、複数の嘱託区の連携協力体制が必要な時期に来ていると感じております。また、地区の人口の50%以上が65歳以上という集落をいわゆる限界集落と呼んでいますが、昨年の4月1日現在で限界集落の対象となっている集落が85行政区の中に25嘱託区となっています。25区のうち、21区が中山間地域に存在しています。さらに旧小学校区で見えますと、水越校区と田代西部校区は校区全体でも高齢化率50%を超えています。今後、この高齢化率の高い嘱託区を中心に地域の実情を勘案しながら再編のあり方や、その後の地域自治のあり方について、取り組みを積極的に考えたいと思います。

この3月、区長が交代される嘱託区がかなりあると聞いておりますので、具体的な対応については、その後、総務課を中心に検討させていただきたいと考えます。

○1番（田端幸治君） ただ今町長から答弁いただきました。午前中の福永議員及び岩永議員の質問と重複しているところもございますので、できるだけそういったことは避けたいと思います。よろしくお願いします。

まず、公共施設等の総合管理計画についてであります。先ほど平成27年に委託をしたということでありました。現在、計画はどのような状況になっているのか。できているのか、できていないのか。代表的なものが、説明ができるものがあれば端的に総務課長お願いします。

○総務課長（吉本敏治君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でありましたとおり、平成28年度に繰り越して事業を今進めているところですが、今月中にその完成品が上がってくることになります。実際、今ほぼ完成に近いものが上がってきております。これは決裁をとって、それで完成ということになります。

概要につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、今後の公共施設のあり方について、基礎的なデータをもとに、いろんな数値をもとに、今後の方針としてどうするのかを決定していくための大まかな指針とすると。予算上の措置も当然出てきますので、先ほど詳しく言いますと、取り壊したほうがいいような施設、あるいは民間へ売却したほうがメリットがあるかもしれないという施設、そして今後も使い続けたほうがいい施設、それから、地域の実情によりましては、公共施設を利用する方々そのものの対象者が減ってきてしまっているところ、そういったところについては、ほかに用途が変更できればほかの用

途に変更して存続をさせたほうがよいような施設、そういったもろもろの仕分けを行いながら、今後の運営について最適な配置を、各地域への最適な配置を含めて検討していくということになる計画がほぼでき上がったという状況にあります。

○1番（田端幸治君） それでは、公共施設とはどういったものを指しているのか。先ほど町長からもふれられた部分もありましたが、具体的にどういったものを指しているのか。

○総務課長（吉本敏治君） 公共施設そのものにつきましては、地方自治法上の規定がありますが、住民の福祉の向上に資するものであって、かつ住民の利用に供されるものがいわゆる公共施設としての定義付けだったと思っておりますけれど。この計画の中には、先ほどありましたように、建物系の公共施設、それから土木系の公共施設、それから企業会計上の公共施設、そういったものに分類をしております。

○1番（田端幸治君） いわゆる、御船町にすれば、この庁舎であったり、学校の施設であったり、保育園であったり、道路であったり、水道事業関係もそういったのに入るのか、それから町営住宅、そういったものだろうと思いますが、そういう認識でよろしいですか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、そのとおりです。

○1番（田端幸治君） それをいわゆる、先ほどの総務課長のお話では委託をしたということで、データの分析を今やっているということであります。最終的に求めたいのは、これまでの公共施設はこのまま存続できるのかどうなのか。存続させるべきなのかどうなのかということの判断をしていかなければならない。それを計画的に、いわゆる5年後、10年後にはどういうことになっていくんですよというものを明確なものにしていかなければならないというのが、この計画であろうと思うわけですが、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） この計画自体につきましては、総務省からあっておりますけど、おおむね10年の期間で定めた方がいいだろうということになっています。ただしこの中で、適宜見直しをしていくという、そういう内容になっております。

○1番（田端幸治君） もともと何でこのような計画を策定しなければならないのか。御船町にとって、これをやることによって効果をどのように考えるかという、先ほどの答弁の中でも若干ふれてはありましたが、その点についてはいかがですか。

○総務課長（吉本敏治君） 先ほど町長の答弁にありましたとおり、その現状をまず把握をし、それからもちろんこれまでインフラ整備として投資をしてきたわけですが、先ほどありましたように、その頃と今とだいぶ状況が変わっている。特に平坦部と中山間地域の人

口の格差が開きつつあるということも踏まえた上で、本来学校等もそうですけれど、閉校したのが何校もあります。そういう状況をかんがみまして、今後、ではどういう、こういうような実情に合った公共施設のあり方を、使い方をしていくのか、ということが一番の観点になるのかと思います。

○1番（田端幸治君） やはり時代背景だと思うんです。特に町営住宅などに関しましては、もう既に建設されて50年以上経過していると、そういったものもまだ現存していると。そういった状況でいいのかどうなのかと。これから先の町を作っていく中において、公共施設はどうあるべきかということを、きちっとした理念を持って計画を立てていく。そして、そこらあたりをいかにしてスクラップしていくのか。つぶすことだけではない、新たなものも造らなければならないということが必ず出てくるだろうと思うんです。ですから、新たなものを造ろうと思うのであれば、やはりどこかで崩していかなければならない。そういった方向性を明確にしていくことが、この公共施設の総合管理計画にあるものだと思います。ですから、これをきちっと作って、将来をいかに想像するかということを明確にしながら、それを公表する。いつ公表されますか。

○総務課長（吉本敏治君） 完成後協議を行いまして、できるだけ早いうちに、新年度の早いうちに公表したいと思います。

○1番（田端幸治君） 町長、これは1回の公表で、それで町民のためにいいのかどうなのか、議会に対しても公表と説明をしていただきたい。そういったものが見えてこない、将来像をどのように作っていくのかというのは、なかなか定かでないというところがあります。我々も提案する中において、御船町はそういった将来像を持っているんだということが、町長の施政としてあれば、我々も提案の仕方がまた変わってくるのかなという考えを持ちますので、これはできるだけ早く、今総務課長からもありましたように次年度の早い段階で公表したいということでもありますので、確認としてはよろしいですか、町長。

○町長（藤木正幸君） はい、承知しました。今回の震災においてやはり私たちは失ったものも大きかったけれども得たものも大きかったということを、日頃言わせていただいています。この得たものの中にこういったものも入ってくるとしています。私たち庁内の者でもう一度議論して、早目に公表したいと思います。

○1番（田端幸治君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、中山間地の人口動向に関係ございますが、町民保険課長、中山間地の人口動向、

具体的にどのような数値になっているのか、お願いします。

○町民保険課長（宮崎尚文君） ただ今の田端議員の人口の推移について、住民票の影響に基づきまして報告いたしたいと思います。

平成29年2月28日現在の、今現在の人口総合計が1万7,276人となっております。うちの資料にありますのは、平成4年4月30日現在が一番古いもので、地区別の資料がありましたので、4月末の御船町の人口は1万8,469人となっています。マイナスの1,193人で、町全体では6.5%の減となっています。

その中で、大字水越におきましては、平成4年4月30日に753名でした。それが平成29年2月28日では347名と406名の減と、53.9%の減となっています。それから、七滝地区におきましては、平成4年に1,023人、それが平成29年2月28日には615人の408人の減で、39.9%の減となっています。上野におきましても、平成4年1,173人が現在717人と456名の減で、38.9%の減となっています。田代につきましても、平成4年1,426人が、現在786人、640人の減で44.9%の減となっています。

また、年齢別におきましても、七滝におきましては、79歳以下については、すべて減少状況です。80歳以上の高齢者についてはすべて増えているような形です。上野、田代、水越においても、同じように高齢者が増えて、若い世代が減っている状況です。

○1番（田端幸治君） 今課長から御説明がありましたように、中山間地の人口減少というのは著しく速いスピードで人口減少と高齢化が進んでいるというのが現実なんです。特に水越あたりについては平成4年から現状5割以上いっていると、あと七滝、上野、田代東部・西部、40%前後の減少です。特に最近になればなるほどそのスピード感が増しているのではなかろうかと。逆のとらえ方をしますと、増えているところがあるんです。陣であったり豊秋であったり辺田見であったり、政策を打たなくてもこういったところは伸びていく、民間の力によってです。

しかし、どうしても人口が伸びない、減少する、これは私は政治の仕事、行政の仕事、政策的なものを整える必要があるんじゃないかなという気がいたします。方法論はいろいろあるんでしょう。検討の余地はいっぱいあるんでしょう。例えば玉虫団地、滝尾、恐らくあの団地というのは造られたのはいつ頃ですか。恐らく前々前、本田努町長の時代じゃなかったらうかと、30年ほど前であります。それに対しては、わかりますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

玉虫、町営住宅の団地が建設されたのが、たしか昭和56年頃だと認識しております。

○1番（田端幸治君） あ団地を造った効果というのは、やはりその後30年、40年近くなるのか。効果は生んだと私は思います。滝尾地区を存続させる中においては。政策を打つことによって30年、40年、その成果が上がるということは、私は効果として見ていいんじゃないかなと。その後はその後でまたそれは、新たな指導者が、新たな政策を作っていくということが求められるのではないのだろうかと思います。

先ほどの町長の答弁の中に、御船中山間地も非常に交通の便利も良くなっていくと。田代・上野インターもできるし、新たな資源を生かしたいろんな外部からの人口の流れを作るということも考えられているようです。田舎は魅力がないということではないと思うんです。もし田舎が魅力がないと、御船の田舎が魅力がないということであれば、これよりの上の、山都町であったり、山都の清和であったり、旧矢部であったりする、蘇陽であったりする。これはもう見込み何かないのかと言われてしまいます。そういうことはない。もっともっと御船は魅力があるのだということの中において、いかなる政策を打っていくのかということが求められるのではないかなと思います。

そういったことから、人口減少を、中山間地の活力をくみ取る、歯止めをかけることになるのではないかなと思います。ですから、それは町長1人にそういうことを押し付けるのではなくて、やはり内部においても、そういったことに対する協議を、知恵を出していくということが非常に求められるのではないかなと思います。

中山間地、私は非常にいいと思います。例えば七滝中央小学校、スタートのときは子どもは少なかった。しかし、少しずつでも伸びてきている。それと上野保育園、少なかったけれども今は伸びている。これを減らさんようにするためには、何をするかというのが求められるのではないかなと思います。

教育長、七滝中央小学校、いかがですか。

○教育長（本田恵典君） 御質問にお答えいたします。

今七滝中央小学校は小規模特認校でございます、全町内から子どもたちが通えるということで、若干ずつですが、人数が伸びております。

○1番（田端幸治君） 小規模特認校、あそこが始まる時に、このままだったら、このままで、ただ4校を1つにするだけだったら、また複式になりますよということで、小規模特認校制度というのがありますよということで、この議会の中で発言をし、それが丹生教育

長のときだったと思いますが、取り入れをしていただいたということです。

しかし、教育長、もう一歩だと思えます、これも。御船町、同じじゃなくて、中山間地の学校になぜあるのかと、その特色に対する教育のあり方というものを、「うわあ、あそこの学校にやりたいな」というところを、これも教育関係から知恵が出されるんじゃないかなと。そういったことも「いいんですよ」とPRができるように、アピールができるように、そういったところもあると思います。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

御承知かもしれませんが、数年前からコミュニティースクールの研究をしておりまして、まあ七滝も名称はコミュニティースクールと相当難しい名前なのですが、今現在、熊本版コミュニティースクールの指定をいたしまして、地域に密着した学校ということで、これまでは地域の方々に学校に来ていただいて、何かをしてもらうという取り組みをやっておったのですが、今は双方向から、地域に来ていただいて、地域の方に来ていただいてしていただく。今度は自分たちが、子どもたちが地域に出て行って、さまざまな伝統行事を受け継いだり、あるいは伝統芸能を受け継ぐという活動に親しんでおりまして、益々これからそういう意味では盛んになっていくんじゃないかなと思いますし、本年度は八千代座において虎舞いを披露したということで、全県下にその名前を轟かせたという事例もございます。

○1番（田端幸治君） やはり、そこでしかできないという教育の運営であるとか、そういったことをどんどん出していくことによって、あそこの学校にやりたいとか、上野保育園にやりたいとか、上野保育園と七滝中央小学校は連携して、子どもたちの子育てに取り組んでいくと、そういったところをやはり前面に出して、私は中山間地対策室でも作って今後取り組みをしていかないと、恐らくお荷物になってしまう中山間地が、お荷物になしちゃいかん。お荷物になしたときに、そのときに面倒を見るのは行政です。やっぱり行政が見てやらなかったけど。ですから、今ならまだやられるという観点の中から、皆が知恵を絞りながら、どう取り組んでいったら中山間地が活気が出てくるのか、人口を少しずつでも伸ばすことができるのか、食い止めることができるのか、それは取り組むべきだと思いますが、町長いかがですか。

○町長（藤木正幸君） おっしゃるとおりだと思います。集落の形成が一番大事だということを、今回の震災では知りました。集落が形成できないことによって地域環境はつぶれてし

まいます。では、その環境を取り戻すためには誰がするのかとなったら、今現状、私たち職員が手を分けしてするしかないし、いろんな工事発注も、この私たちがしていかなければいけないと。そういった形で、集落を形成、今していただいた方々の苦勞を、それを今私たちは感じているのではないかと考えております。

その中において、集落の集落形成等を行いながら、本町においても集落の維持・継続、そういったものに考えを戻していかななくてはいけないというふうには考えております。

○1番（田端幸治君） いかにして持続可能な集落を作り上げていくかというのが大きなテーマになっていくのだと。そこで、嘱託区の再編ということにもつながっていくのかなと思うわけです。

先ほどの答弁の中で、平成17年度から、いわゆる町村合併が破綻した以降、やはり自立した町を作らなければならないということで、嘱託区の再編を取り組まねばならんだろうということが1つの方向性であったろうと思います。しかしながら、残念ながら、今日まで85嘱託区はそのままであると。そういう状況の中で、今85嘱託区、戸数、一番少ないところ、多いところ、どれくらいですか。

○総務課長（吉本敏治君） 85行政区で言いますと、一番人口が少ないのが、去年の4月1日現在の数値でいきますと、木戸屋が人口で言いますと9名になっています。木戸屋が最少だと思っています。

○1番（田端幸治君） 最高は。

○総務課長（吉本敏治君） 最高が行政区の下高野、去年4月1日現在で1,256人となっています。

○1番（田端幸治君） 1行政区、一番少ないところが9名、一番多いところが1,256人です。とらえ方なんでしょうが、例えば、去年の震災があって、安心・安全なまちづくり、地域づくり、安心して暮らせる地域を作り上げていく中において、以前自主防災組織というのができました。現在自主防災組織は幾つありますか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えします。

自主防災組織そのものについては、85嘱託区すべて規約等を整えております。

○1番（田端幸治君） そうですね。全行政区に自主防災組織はできていると。しかし、いざ震災、いざ火災、いざ行方不明者、水害といったときに、その行政区で対応できるのだろうかという心配、懸念がありはしないかということなんです。私は生活していく中で、

お年寄りの方が一番求められるのは安心して暮らしたい、自分が生きてきたところで安心して暮らしたいと。そのような状況が今のままで保てるのだろうかという心配をします。だから、平成17年に始まった嘱託区の再編は行財政改革だったでしょう。それがスタート時点の合い言葉だったでしょう。しかし、今日12年経過する中において、スタートの時点ともう変わってきている。状況が大きく変化している。その認識があるかどうかです。町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 先ほどの答弁で申しましたとおり、最初の行革のときに私も推進員の1人としていろんな意見を述べさせていただきました。しかしながら、そのときはやはり財政的なものをいろいろ計算をしました。この地区には幾らかかって、そして費用は幾らかかると、そういった財政的なものから統合しなくては行けないと。もしこれが半分に減れば、恐らく予算関係も相当減らすことにではなくて、半分にするために統合したらどうかという観点からの話をしていたことを思いだしております。

しかしながら、今の現状としては、やはり状況的には変わっています。予算の問題というよりも、人と人との結びつきの問題が先だろうと思います。その中において、先ほど集落点検ということを伝えましたけれども、今現状的に、家族があそこに住んでいらっしゃるかといったら、中山間地域において、やはり夫婦2人で暮らしていらっしゃる方々が多い。しかしながら、地域には子どもさんがいらっしゃる。あの地域を生かすためにはどうしなければいけないかという問題を踏まえた上で、この集落点検、家族というものを考えながら、そういったものを勘案して、この行政区のことも考えていかなければいけないということを思っております。

○1番（田端幸治君） 町長、集落点検というのは必要でしょう。しかし、これまで平成17年からずっとやってきた中において、ある程度の把握というのは、行政としてはできているはずなんだと思います。行政はできていなければならない、行政区ですから。

平成26年5月20日、御船町嘱託区の再編についてということで協議がなされました。その中に、方針、少子高齢化が進むとともに、今後における人口減少は避けられない中、本町の一部地域において以前と比べ地域活動の低下、地域コミュニティーの希薄化など、地域組織としての課題を抱えるところが見受けられる。これまで嘱託区の再編に向けた行財政改革による取り組み並びに町内全域への懇談会の開催など展開してきましたが、現在において再編に至っていない状況にある。地域本来の活力を取り戻し、住民主体による地域

運営と住民のつながりを深め、誰もが安心した生活が送れるよう、今後も嘱託区再編を促進する必要がある。

本方針は、理想とする嘱託区を目指し、地域の事情に合わせた再編となるよう、最重点促進地区、重点促進地区、促進地区の3つの段階を設け、今後における嘱託区再編促進に向けて取り扱うものであるということで協議もなされてきました。しかしながら、今申し上げたとおりで、このことが解決ができていないということの中において、嘱託区編成、いわゆる2つを1つにする、3つを1つにする、85を60にすると。そして手当を少なくするのか多くするのかわかりませんが、そういう時限の問題じゃもうないんじゃないかなという感じがいたします。

そこで、地域運営組織の設立、いわゆる自治協議会等に取り組む必要が、私はあるんじゃないかなと思っております。2015年地域運営組織1,680、全国において、市町村単位では31%、残りの69%のうち、90%将来的に設置が必要と考えます。総務省が2016年度から地域運営組織を立ち上げ、経費、5,000億円交付税措置をしたということもございます。

そういった中で、先ほど町長の答弁にもありましたように、御船町の85の中において、25は限界集落であると。このまま何もしなければ恐らく集落は消滅するんじゃないかなろうかという懸念が起こった。町長も思っておられると思います。何もしなければ、集落消滅の道をたどるということになりはしないか。ずっと不安を抱えながら集落消滅の道をたどっていくのではないかと。

ですから、今対応策として何をやらなければならないのか。どういう方向性を持つのかというのが私は大事だろうと思います。それが、国が示した地方創生総合戦略では、中山間地の集落維持策として、小さな拠点形成を位置付け、K P I 重要業績仕様として、地域運営組織経営制を2014年、1656から2020年、もうすぐです、2020年には3,000団体とすることを掲げたと。国もやはり地方の現況というのはこういうふうに非常に危険水域にも達しよる。だから、こういうことに取り組まにやいかんのではないかとこのことを掲げているんだろうと思います。

ですから、そういうことに御船町は、私は取り組むべきだと。そのときに職員だけにそれをやってくれやってくれではできない。地域住民も一緒になる。しかし、地域住民だけではできないから、そこにいろんなお手伝いをする人、いわゆる地域支援員、ここあたりを導入して、地域に根付かせ、張り付かせていろんなことのバックアップをしてやると。

事務的なことと行政との連携をとること。そういうことの支援体制ができないのかと思うんですが。そしてそういったモデル地区をまず取り組みをしていくということが大事ではなかろうかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○町長(藤木正幸君) 当初よりお伺い行政という言葉が今日何回も出てきていますけれども、その中において考えている部分もあります。今まで嘱託区編成、外部から見ておりましてなかなかできないできないと思っていたんですけど、私は全体と一緒にしようと思うから、やはりいろんな形でできないんだと。しよう、町から、「じゃあ、85を60にしますよ」ということを打ち出したとしても、なかなかそのとおりできない。前に行くことができないということであって、私はある地域を決めて、まずはそこから、まず入ると。その中において、次の段階へ踏まえていくという方法をとりたいということを思っています。

やはりこれは、大変難しい問題であります。その中において、全体としたら町全体の話をまずするよりも、今、田端議員が言われましたとおり、私としても、ある地域を特定して、その地域においてまずやってみるという方法をとっていきたいと思っております。

○1番(田端幸治君) ぜひお願いしたいと。そうでないともう待ったなしだと私は思っております。最近、地区の総会が開催されます。出席をします。年寄んなはったなあと感じます。先ほど町長もおっしゃった区長のなり手もない、いろんな役員を決めるとに2時間も3時間もかかるとです。そういう現実が田舎ではどんどん発生しよつとです。そういったものを解決するためには、やはり組織機能をもともとから見直していく。区は区で置いてよかですよ。行政としての組織の見直しをかけていくということが大事だろうと思います。

そういった中において、それを支えてくれるいろんな裏方のサポートをしてくれる人は必要だと。だから、先ほど申し上げましたように、今御船町では昨年からは地域おこし協力隊の導入をやりたいということで町長は取り組んでおられます。やってください。それと、それプラス集落支援員、こういう制度もございます。支援員1人当たり350万円を上限としてということであります。これは何も、都市から、東京であるとか、大阪であるとか、福岡であるとか、そういったところからここに来てもらいたいんです。地元から活用できます。行政のOBの方とか役場のOBの方でもできます。そういったことの制度を利用したら、恐らくこういったことの情報は、職員だったらキャッチしとんなはると思うとです。これをキャッチしとらんなら、それは怠慢です。キャッチしとんなはる。どういうふう

使うか、生かすかというのが大事です。ですね、町長。そういったことをしっかり聞いて、「何かなかつかい」と、「あるなら、そういったことを御船として取り入れられんのか」と。

私たちは昨年新潟の長岡に研修に行きました。あそこもそうです。地域復興支援員を地域の中に入れて、地域自治を作り上げていくという取り組みをされておりました。ぜひ、町長やっていただきたいと。いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 私も震災直後においでいただきまして、お話をさせていただきました。これから御船町として集落支援員がどれだけ必要かということを熱く語っていかれました。この制度も恐らく、長岡の問題だけじゃないと思います、本町においても今後取り組まなければいけない1つの手段だと思っております。そのとおりに向かって、また歩みを進めてまいりたいと思っております。

○1番（田端幸治君） もう、既にいろんなところで、午前中岩永議員も紹介をされました、いろんなところでそういった取り組みがされております。特に過疎化の進んでいるところはそんなふうな取り組みを既にされております。特にそういった方々において、1つは鳥取県の南部町あたり、もう四国、中国地方というのは非常に過疎化が早くからそういった問題が発生をしているということで、取り組みをされております。

そういった中で、一番拠点となるのは、いわゆる公民館、分館あたりも1つの拠点として使いながら、そこに支援員を置いて、そこに集まる機会を作って、いろんな組織、それは消防もあるだろうし、婦人会もあるだろうし、区もあるだろうし、先ほどの自衛消防のことも恐らく入るだろうし、生産組合を入れるのかもしれない。いろんな人が、「おい、・・・」組織として作り上げていく。ここの辺を、もう先ほど町長答弁をいただきましたので、ぜひそれをお願いをしたいと思います。

そして、町長に苦言を刺すようですが、これは東京大学の大森先生という方が、やはり地域の再生であるとか、町村の今後の取り組みということでお話をされております。少しだけ紹介をいたしますが、「町村長は本当に生き生きとした自治をやろうとすればできないことはない。小さいがゆえに持っている力があるはずで、そのことに気が付いている町村長はみんな地域ぐるみで頑張っている。そういう地域は、恐らく人口減少でも消滅もしない。首長によって大きく状況が大きく変わってしまうから、町村ではどんな首長を持つかが重要になる。町村長に求められる先見の明を、これからの町村長は求められる。ということは、町村長自身には先見の明が必要だ。先見の明とは、普通の人気付かないことに

気付くこと。いわゆるそれを見い出すがためには、時代の動きや自分たちの地域の課題にいち早く気付く。気が付いた後の政策立案は全部を町村長がやらなくてもいい。職員がそれはすればいいし、外部から知恵を借りてもいい。

そしてもう1つは、決断するとき、その結果責任を全部自分一人でポンと言い放つことだと。いわゆる覚悟を持つことだということだということだろうと思います。

町長に期待をいたします。今までできなかったことをやっていただきたいと。いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 心して向かっていきたいと思います。

○1番（田端幸治君） 以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（井本昭光君） お諮りします。3時5分まで休憩を取りたいと思います。いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） では、3時5分まで、約15分間休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時51分 休 憩

午後3時05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） 休憩前に引き一般質問を行います。

○7番（藤川博和君） 7番、藤川です。通告していました件について質問いたします。

最初に小学校、中学校の部活動が、社会体育へ移行した件について質問いたします。

（1）2018年度までに小学校、中学校の部活の学校体育から社会体育へ移動するよう指導されていますが、現状はどうなっているか。（2）に、熊本地震にて多くの公共施設に被害が発生し、また町民グラウンドが利用できない状況です。社会体育への影響はないか。

2番目は給食センターの運営について。給食センターは甲斐町長のときに建設が計画され、10年以上経って完成しました。3月21日には落成式が行われます。よって、4月から稼働する給食センターについて、職員構成や経費など、自校方式と比べてどのような違いが起きたか。2番目が、今後民間委託への考えはないか。

これ以後の質問は質問席にて行います。

○教育長（本田恵典君） 答弁をさせていただきます。

1、部活動の社会体育への移行について。(1) 2018年度までに小中学校の部活動を学校体育から社会体育へ移行するよう指導されているが、現状はどうなっているかについて、お答えをします。

まず、これまで教育委員会としてどう指導をしてきたかにつきまして、平成27年度の取り組みから説明をいたします。議員御指摘の部活動の社会体育移行につきましては、小学校が対象になっていまして、県教育委員会は平成31年3月までに小学校部活動の社会体育移行を完了するようとしておりますが、御船町はその方針より1年早い平成30年3月までに社会体育移行完了を目指し、平成27年9月に御船町小学校運動部活動の社会体育移行検討委員会、これを立ち上げまして、それ以降3回にわたって検討委員会を実施いたしました。

その検討委員会では、各小学校の部活動の現状報告や上益城教育事務所の指導主事を招いての県の基本方針の説明を受けたり、県下の社会体育移行の実態等の把握に努めてまいりました。平成28年度になりまして、つまり本年度ですが、4月に発生しました熊本地震により、御承知のとおり本町の学校教育施設はもとより多くの社会体育関係施設も甚大な被害を被りました。町内のほとんどの小学校が避難所になり、運動場だけではなく、体育館も使用できない学校もありました。またスポーツセンター、町民グラウンドも使用できない状況のため、まず、子どもたちの日常生活を取り戻すとともに、心と体のケアをすることが最優先と考え、本年度は検討委員会の開催を控えてまいりました。

次に、現状を申し上げますと、町の教育環境、スポーツ環境の復旧が進む中、平成29年度へこの検討をつなぐために検討委員会の開催が必要だと考えまして、先ほど1月19日に本年度第1回目の検討委員会を実施することができました。しかしながら、今後検討しなければならない課題も多く出てまいりまして、予定していました平成30年4月からの全小学校一斉の社会体育への完全移行は現段階では難しいということになりました。

各学校によって部活動の実態が違うということから、今後は検討委員会による検討を重ねながら、環境が整った小学校の部活動から順次社会体育へ移行し、平成31年3月には全小学校の移行を完了、同年4月から社会体育としてのスタートを切りたいと考えております。

(2) 熊本地震について、多くの公共施設に被害が発生し、また町民グラウンドも利用できない状況の中、社会体育移行への影響はないかということにつきまして、お答えをい

たします。

まず、社会体育施設につきましては、町民グラウンドを除き、平成29年度中には復旧の見込みでございます。町民グラウンドにつきましては、平成29年度も1年間にわたって災害ごみの仮置き場となっていますので、その後グラウンドからのごみの撤去後に再点検調査をいたしまして、災害復旧事業として国に申請する予定でございます。グラウンドの使用できない間は、小中学校や社会教育センターのグラウンドを譲り合って利用してもらうということになります。

公共施設、社会体育施設の地震による被害と社会体育移行に関しては、影響がないとは言えませんが、先ほど申し上げました社会体育移行検討委員会の中で、施設の復旧状況等を随時報告し、部活動の社会体育移行にできるだけ支障を来さないよう、早期復旧に努力していく所存でございます。

続きまして、2番目、給食センターの運用について。(1) 4月から稼働する給食センターについて、職員構成や経費など自校方式と比べどのような違いがあるかについてお答えをいたします。

職員構成につきましては、新しい給食センター所長1名、栄養教諭、県職の管理栄養士でございますけれども、これが1名、調理員が15名、運転手3名、この体制で考えております。調理員の内訳は、正規の職員が7名、非常勤の職員が8名の15名ということになります。現在、七滝中央小学校、調理場があるところでございますが、七滝中央小学校以外の学校で、用務員、給食調理員合わせて24名が勤務をしております。そのうち正規職員が14名、非常勤職員が10名という内訳になっております。この4月からは、所長、用務員、給食員合わせて22名が給食センター及び各学校での給食の受入業務で勤務いたします。内訳は正規職員14名、非常勤職員8名の予定ですので、人件費につきましては、単純に考えますと非常勤職員の2名分が削減になるのではないかなということになります。ただし、現在配送車両の運転手を臨時職員で雇用する計画でありますので、実質的な人件費の比較についてはあまり差はないということになります。

なお、学校では、用務員が通常業務と併せて牛乳やパン等の受入業務をすることになります。このほかにも牛乳保冷库の温度管理、給食が届いてからのコンテナ内部の温度測定、給食終了後の回収、センターへの送り出しの手伝い、その後の配膳室の清掃まで行うようになり、記録も残さなければなりません。このように受け入れをはじめとする給食の業務

に携わる時間がかかなり必要になり、非常勤の勤務時間では施設の環境美化等の時間がほとんど取れない状況になりますので、センター稼働に伴い、今後は正規職員で考えているところでございます。

今後は、他町村で伺っておりますように、男性調理員が配送車両の運転を兼ねるとか、非常勤職員の雇用を工夫することで、経費削減に努めてまいり所存でございます。

その他の面で、自校方式と比較いたしますと、センター方式のメリットとしては、文部科学省が示しております衛生管理基準に沿った施設として、汚染区域、つまり食材が運び込まれたりする場所と、非汚染区域、調理等がなされる場所に分け、ドライ方式、つまり乾燥した清潔な環境の調理場で子どもたちに安心・安全な給食が提供できることとなります。また、まとめて作りますので、さまざまな設備が1カ所で済むということになります。

さらに、アレルギー食への対応やセミナー室等を利用した職員の授業、PTA等の給食の試食、調理場の見学がやりやすくなるというメリットもございます。デメリットとしては、校内での給食調理と違い、各学校への配送時間がかかるということや、何か事故でもございましたらすべての学校に影響が出るというところが考えられます。

また、給食センターの民間委託につきましては、本町の場合、公設公営での今回の運用稼働となりますので、これから2～3年様子を見ながら、稼働後の問題・課題等の整理を行い、その後なるべく早い時期に民間委託を検討したいと考えております。

○7番（藤川博和君） まず最初に、学校体育から社会体育へ移行しますが、原因の1つとして、先生の指導者不足が考えられますが、御船町内ではどうですか、校区内では。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

現在のところ、部活動の指導者が不足しているということではございません。

○7番（藤川博和君） ここに連載で載っていましたが、これによりますと、益城町の広安小学校の件がありますけど、だいたいあそこでは指導者不足ということが行われておりましたけど、現在は御船校区内ではそういう指導者不足ということはないんですね。

○教育長（本田恵典君） 指導者不足というお答えと、ほかにお答えさせていただきますと、逆に部活動を団体競技でしたいという場合に、例えば野球ですとどうしても9人以上、あるいは10人以上が必要になるわけですが、ソフトボールも同じですが、1人、2人しかいない、あるいはやりたいと思う競技が団体競技であってチームが組めないと、そういう事情はございます。

○7番（藤川博和君） その質問は後でしょうかと思いましたが、御船小学校で20何年前に城山クラブが、学校の体育で、今言われたように、人員不足で、社会体育に変わった。そのときは社会体育に変わって練習の施設、施設場所は学校単独で使われますか、例えば御船小学校なら御船小学校の場所ではないからです、この使用は可能ですね。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

通常の部活動、その小学校なら小学校の部活動が行われている時間帯は無理でございますけれども、それ以外の時間帯は借りることは可能でございます。

○7番（藤川博和君） 我々が城山クラブを社会体育に変えたとき、学校側から言われたのは、他校児童を入れた場合、御船小学校なら御船小学校の単独チームでする場合は、御船小学校のグラウンドを使ってもいい。他校の、例えば木倉、滝尾関係の小学校の児童を入れた場合は、御船小学校のグラウンドは使わないでくれということで、そのとき我々は町民グラウンドを使用して練習したんです。その経緯がありますけど、それは体育館はそれを使っても大丈夫ですか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

憶測でしか言えないところがございますけれども、その当時、その学校で何らかの決まりを作られていて、そういう経緯に至ったのではないかなと思います。現在のところ、そういった決まり等があるとは私聞いておりませんので、使用は可能かと思います。

○7番（藤川博和君） そのとき、社会体育の場合は、体育館の使用料というのは徴収されるのですか。

○教育長（本田恵典君） これが学校体育、いわゆる部活動の大きな違いでございまして、社会体育の場合には利用料を払わなければならないということでございます。

○7番（藤川博和君） そうすると、指導者に対する責任問題をお伺いしますけれども、学校体育の場合は、大会引率は先生でないと駄目ですね。それがもし社会体育になった場合は、指導者本人が引率しても大丈夫ですか。大会への引率です。

○教育長（本田恵典君） さまざまな大会があろうかと思いますので、いろんなケースがあろうかと思います。いろいろスポーツをやります場合には、その協会というのがございまして、その協会に属している指導者の方、そしてチームの子どもたちも協会に属している。あるいは今現在、たしか美里町では、その協会に属さないでスポーツをやっている社会体育があると伺っておりますけれども、そういった場合には、その中で、あるいは保護者会

の中で、社会体育の組織の中でいろいろな決まりごとを作らなければならないのではないかなと思います。

いわゆる保険の関係もございますので、少しその辺のところは複雑ですので、協会に入る、入らない、自分たちで作った組織の中で、1つの例えば保険に入る。そういったことの申し合わせ事項がきちんとしている組織であるならば、引率をして運転をしていく、あるいは車を何らかの形でその組織の中で提供する。取り決めの中で行われることであれば可能かなと思います。

○7番（藤川博和君） 今の教育長の御答弁で、社会体育での指導者の間での事故は指導者をもって、学校側は全然もたないということですか、もし事故が起きた場合は。社会体育側が行った場合です、今現在は大会の引率は先生が行わなければならないという規定があるのでしょうか。その大会を引率しながら、もし指導されていて事故が起きた場合、何らかの事故が起きた場合は、その場合は社会体育の指導者が全責任を負うような規定になりますか。

○教育長（本田恵典君） 今も申し上げたんですけれども、1つのスポーツクラブを立ち上げたといえますと、スポーツクラブの中でさまざまな規約を恐らく作られるだろうと思うんです。その規約の中で、例えば試合に出かけるとき、練習試合に出かけるときに、こういうやり方で、こんな保険を掛けて、誰が運転手で、こういう車を使ってというきちんとした規定の中で行われれば問題はないだろうと思います。

○7番（藤川博和君） ということは、学校体育から社会体育になった場合は、もう学校側は全然そのクラブにはタッチしないということですね。

○教育長（本田恵典君） そのとおりでございます。

○7番（藤川博和君） 話は変わりますが、現況の御船町の体育施設です、スポーツセンターは平成29年度内に完全に立ち上がりますか。

○社会教育課長（藤本 勉君） スポーツセンターにつきましては、武道場とプールは昨年11月から再開しております。体育館のアリーナにつきましては、平成29年度中に工事を発注しまして、完了を目指す計画であります。ただ、平成29年度中がいつ頃かというのが、なかなか今から工事を発注して遅くはなりますのではっきりとは言えないんですけれども、とにかくアリーナを早期にまず工事をして、そしてほかの外観とかで工事をやっておられたので、もうその体育館が使えるようになれば、順次体育館にしていきたいと思います。

平成29年度中には終わる予定であります。

○7番（藤川博和君） 具体的に大体、センターができるのを待っておられるんです。だから、いつ頃できるか、具体的なあれはできませんか。いつ頃大体の予定というのは。

○社会教育課長（藤本 勉君） あくまで私たちの計画でありますけれども、アリーナのオープン、11月中にはオープンしたいと思っております。ただ、工事がどうなるかというのはわかりませんので、あくまでもこちらの予定ということになります。

それと、プールは今再開しているんですけれども、プールも一部天井とかも修理をしますので、そちらが12月頃、いったん利用ができなくなる可能性はあります。

○7番（藤川博和君） 今現実として、町民グラウンドが使われておりませんけど、先ほど言いました御船の城山クラブです、これは今までずっと町民グラウンドを使っていたんですよ。今どっちかという、御船中学校のグラウンドを借りたり、滝川のふれあい広場を使っておりますけど、大体この町民グラウンドがいつ頃、今の現状を復旧されて使うのか、それとも、新しく建設されるのか、そういうのをどういう計画を持っておられるか、お伺いしたいです。この体育のあれで、町民グラウンドは社会体育のメッカと思いますので、大体具体的にどういう方針で持っていかれるかです。

○町長（藤木正幸君） 先ほど答弁にもございました。あくまでも復旧と復興と分けて考えなければいけないと思っています。町民グラウンドの復旧に関しましては、今一次置場として利用されています。この後、そのうち、やはりあそこを調査して、どの程度の修復をするか、この復旧はしなければいけない。なぜかと申しましたら、周りの環境整備というものもあります。周りが崩落していますので、崩落防止等を行わなくてはなりません。その中において、ここで球技ができるかというものを一度調査しなければいけない。

それと復興に関しましては、私の思いといたしましては、やはり総合グラウンド建設というものを前提において、この復興に当たっていきたいと考えております。

○7番（藤川博和君） 一日も早く、私ども総合グラウンドの建設を期待しておりますので。

次に、給食センターについて、もう一度お尋ねしますけれども、4月からセンターが稼働されますが、所長1人、栄養士が1人、職員が7名と非常勤が8名と運転手が3名です。その場合、経理の担当は誰がされるんですか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

一応所長の予定です。

○7番（藤川博和君） そのとき、一番問題になるのは、給食費の徴収だと思います。この徴収方法です。今は学校側がやっておられましたけど、今度センターでやった場合は、センターの所長が一応そういう学校側にも集金に行かれるということですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 給食費の徴収方法に関しましては、今と変わりはありません。一応各学校、会で銀行及び郵便局あたりに対する納付書を今事務局で作成しております。その納付書を今地区委員の方が給食費を集めておられるところと、振り込みされて給食費を納められているところがあります。振り込みもちろんできるんですが、地区委員で今給食費を徴収されているところは、農協それと肥後銀行、郵便局あたりで納付できるようなシステムを今進めております。

○7番（藤川博和君） 銀行あたりの振り込みであれば、その相手先は学校なんですか、センターなんですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 振込先は給食センターです。

○7番（藤川博和君） ということは、もう全然学校側は給食費に対する徴収には関係ないということですね。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

そういうことはございません。一応、名簿あたりとの、共有する形で今事務局も進めていますので、例えばA班で5名の、例えば私が徴収地区委員だとします。私が5名の世帯を回って徴収する。その5名の名簿を一応給食センターに学校を通じてあげるようにしています。振り込む場合もその名簿に基づいて振り込みの名簿を作りますので、納入されない方もセンターでわかるし、一応学校でもわかるという状況にしております。

○7番（藤川博和君） 一応、その方法で、益城では問題になったんじゃないんですかね。益城の給食センターでは、徴収問題で未収という具合で。未収金が相当増えたと聞いておりますけど。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

先ほども申しましたが、徴収方法に関しては、今までどおり、一応PTAという形にしておりますので、徴収方法は変わりません。振込先がセンターということになります。益城の場合だと、私の知っている範囲では何ですか、保証人あたりまで立ててされているみたいなんですけれども、今現在御船の場合はそこまでは一応考えておりません。なぜかといいますと、今現在も、各PTA関係では保証人制度あたりは設けてありませんので、今

の現状を引き続き継続したいと考えております。

○7番（藤川博和君） これは益城の給食センターの資料ですけど、やはりそういう問題が起きた場合の対応として、これは給食委員という制度を設けておられます。御船の場合は、この間条例を見ましたが、この制度はないようでした、こういうのは対応として一応考えられますか。

○学校教育課長（米満速敏君） 御船町の場合、今現在ですと、考えておりません。

○7番（藤川博和君） 給食センターの件で、今度給食配送で運転手が3名採用されますが、この人たちの勤務日数の状況はどういう対応をされるつもりですか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

4月から運転手を一応臨時職員で、1日当たり5時間雇用するような感じにしております。給食業務の配送業務ということで、1日5時間の臨時職員3名で予定しております。

○7番（藤川博和君） この5時間というのは何時から何時までですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 大体10時前後ぐらいから始まりますので、そこら辺から5時間と考えております。

○7番（藤川博和君） これは、休み時間は除くとですか、入りますか。

○学校教育課長（米満速敏君） 休み時間は除きます。

○7番（藤川博和君） 次に、2月9日に総務文教常任委員会での審議について、2件ほどお尋ねします、これは確認です。

給食センターに品質管理の項目で、防水工事の水はけ試験の写真が提出されましたが、次回の委員会には、これは提出できますか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

工事管理費を設計事務所に今現在委託しておりますので、報告書として上がってきますので、一式それはお見せすることができると思います。

○7番（藤川博和君） 次に、これは話題になりました給食センターの、今言いました車両について、我々が平成27年3月2日に委員会で説明を受けた給食センター新築工事概算事業の中では、車両購入として2台となっているんです。それで購入費は1,350万円となっておりますが、これは2台から3台にいつ変更になったんでしょうか。それと購入金額は。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

平成29年4月から稼働します給食センターについて、スムーズに移行できるよう平成28

年10月28日に各小中学校長、各小中学校のPTA会長、小中学校の栄養教諭、事務局職員からなる総勢18名による御船町学校給食センター移行準備委員会を立ち上げました。そして、給食費や、先ほど申しました給食費の徴収方法、それとか給食の配送方法などを協議を行ってまいりました。配送車両につきましては、基本構想の報告書でも、今言われましたとおり、2台で上がってきておりました。検討委員会で意見を重ねる中、配送車は毎日清掃点検を行い、配送に支障がないようにしていかなければなりません、当日万が一故障した場合、給食時間に間に合わず、学校行事に支障を来すことや、文部科学省が示している衛生管理基準が調理後2時間以内に昼食できるよう努めることとなっております。

御船町の場合、小学校の給食時間が大体12時30分ぐらいになっております。衛生管理に特に気を使うあえ物類の調理対象をできるだけ配送に間に合うギリギリで行う必要があります。それでも、10時30分前にはあえ始めないと間に合いません。配送車2台だと、配送の時間を考えて、もっと早く仕上げないといけなくなり、衛生管理基準を守れません。もし食中毒が発生した場合、指摘は免れません。

また、事務局職員で、各学校の受入施設までの進入路の調査を行いました結果、ロング車両が入らない学校があることも判明しました。文部科学省が示している衛生基準の2時間以内の給食とか食中毒に対する対応などから、事務局の総合的な判断で、昨年11月に町長に伺いを立て、2トン車3台にすることにしました、以上です。

○7番（藤川博和君） 他校のことを聞きますけど、益城は何台ですか。甲佐も何台ですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 益城町の場合2台、甲佐町も2台です。内訳を申しますと、益城町の場合、ロング車と普通の車2台です。甲佐町は普通車両2台で、益城町の場合、ロング車両の中にコンテナを6個積みます。もう1台の車でコンテナを4個積みます。益城町は米飯は外注で業者が直接学校に納入します。だから、おかずだけ調理配送すればいいと。それと、児童生徒が使うお盆は回収せず、学校で保管となっております。それだけに関すると、コンテナ1個以上がうちより少なくなります。甲佐町の場合は、2台で搬送するんですが、1台の中にコンテナは2台、一応積むような形で計画されております。

御船町の場合、2トン車3台と、先ほど言いましたが、1台につきコンテナ3個収容する計画で今進めております。各学校のコンテナ必要数は、御船中学校がコンテナ4個、御船小学校、小坂小学校がコンテナ3個、滝尾小学校、木倉小学校、高木小学校がコンテナ2個となっております。給食時間が一番早い小坂小学校から配送し、滝尾小学校は距離が

ありますので、御船中学校のコンテナを載せて滝尾小学校の帰りに中学校で1校降ろすようになろうと思っています。高木・木倉・御船小学校のトラックはどうやり繰りするか今現在検討中です。

○7番（藤川博和君） 今の計算で大体1台で何時間かかるとですか。

○学校教育課長（米満速敏君） これは2往復で今調整しているようなところなんですが、学校との組み合わせで時間が変わってきますので、先ほど申しました文部科学省の基準、2時間以内に給食を食べさせなければならない。そういう決まりの中で、でき上がり時間も合わせた形で各学校の組み合わせを今から考えていくというところですよ。

○7番（藤川博和君） 今からって、給食センターは4月からですよ。もう配送時間なんかはわかっとなにやいかんですよ。それについても、ほかのところとかは全部2台で賄って、何で御船は3台になるかです。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

先ほど申しましたように、益城なんかは1台で御船の2倍積み込んでおります、ロング車で。御船の場合はロング車が入りませんので、1台で3個しか積みません。その関係で、一応3台となりました。

○7番（藤川博和君） ロング車は入らない。御船小学校にはロング車は入らないとですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 御船小学校だけ考えれば入ります。

○7番（藤川博和君） 御船小学校だけではなくて、御船中学校は。

○学校教育課長（米満速敏君） 今の道路状況だと入りません。

○7番（藤川博和君） 今の道路状況で入らないところに受入施設を造るのですか。

○学校教育課長（米満速敏君） ロング車が入らないということです。

○7番（藤川博和君） ロング車が入らない。概算要求は27年にしとったでしょう。それのときちゃんと計画しているなら、それに応じたところを造るのが本当じゃないんですか。どう思うですか、教育長。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

どのトラックといいますか、配送車を導入するかということについてでありますけれども、私どもが受け入れの施設を考えました場合に、御船中学校の場合に、現給食室の前が最適だろうと判断したんですが、その際、ロング車あるいはショートの短い配送の車ということまでは考えが至っていなかったと思っております。

○7番（藤川博和君） 考えが至っていなかったと、何か設計委託はちゃんとやっとするわけでしょう。そのときの設計者にはその旨は伝えたんですか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

今設計者と言われましたけれども、この設計委託に関しましては、平成26年度で行いました給食センター建設の基本構想のときに報告書で上がってきた数字、それも一応ロング車2台という形で上がってきております。その数字を、そっくり報告書の数字を今回予算要求に、平成28年度の当初予算で予算要求に上げたという経緯がございます。設計事務所に聞きましたところ、一応ロング車というところで回答はありましたけれども、実際私も現地、仮の受入施設あたりを2人の事務職員で回らせましたところ、ロング車はとてもじゃないけど入らないということが判明しましたので、一応2トン車3台と切り替えた次第です。

○7番（藤川博和君） 今の課長の説明では、全然教育委員会としては、切羽詰まらなないと動かなかったということですか。前もって事前調査は全然なかったということですか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

平成17年、18年に、これは行財政改革に伴う学校給食センター部会という部会が立ち上げられておるんですが、そのときから一応配送車両は2台という数字で報告されております。その関係で、私も平成21年に教育委員会にまいったんですが、来た当時から2台という報告を受けていましたので、平成26年に報告書が上がってきたこの2台にも、何ら異議を感じなくて、そのまましていて、今回実際受入施設を造るに当たって現地調査をしたところ、ロング車が入らないことが判明したということです。

○7番（藤川博和君） 今課長の意見というのは、話題になった豊洲の問題と変わらんですね、既成路線ができとって。そういう方法でなかなかこういうのは済みますかね。そうすると、2台から3台になったときの購入価格はどうなっているんですか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

3台で1,723万9,620円です。1,723万9,620円です。

○7番（藤川博和君） 概算のときは1,350万円だったですね。いつそういうオーバーするようになったんですか。

○学校教育課長（米満速敏君） いつオーバーしたかといいますと、一応2台から3台になった時点なんです。何でその差額が調整できたかという話になろうかと思うんですが、セ

ンターの備品の入札残、及び一番大きかったのは入札残です。備品の入札残と、今現在各学校で子どもたちが使っている食器あたりが小学校の場合、使えることがわかりましたので、現在使っている食器を持ち込むような形にしましたので、その購入予定だった分が予算が浮きましたので、それらの予算を車両購入費に回しております。

○7番（藤川博和君） 企画財政課長、こういう残を運用できますか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） できるできないの話から言いますと、必要性を説明してもらいましたので、財政は認めたというところです。

○7番（藤川博和君） ということは、各課で不用額ができたのは、もうその課で適当にできるということですね。そうでしょう。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 今回の3月の補正の予算書を見ていただきますとわかりますように、入札に伴って実績額が少なくなった分を適宜落としていると、そういったものが見受けられると思います。

○7番（藤川博和君） もう時間がないけん、[「答弁が遅かけん、時間は関係ない、その辺はピシッとせなん」と呼ぶ者あり]ということは、もう3台で運行されるということですか。さっき言いましたが、コースもわからんで、それがわからんと全然進行せんですたい。何時にどうのこうのと用務員もちゃんと待機しとかにやいかんとでしょう。

○学校教育課長（米満速敏君） 先ほど申しましたとおり、各小中学校の現在の給食時間がございます。それに基づいて、今度は給食の時間をずらしたり早めたりしなければならない学校もございますので、今栄養教諭が中心となって、その組み合わせに関しては検討しているところです。

○7番（藤川博和君） だから、今ではなくて、その時間はおおよそ1台につき何時間かかるのですか。それを3台、私は2台で大丈夫と思うとです。よその学校はほとんど2台です。そして、課長が今言われた、1台何かあったときは対応すると、対応するような車を買うとですかね。

○議長（井本昭光君） しばらく待ってください。

米満学校教育課長。

○学校教育課長（米満速敏君） 今日現在ではまだはっきり決まっておりませんですけども、各学校、一番早いのが、先ほど言いました小坂小学校です。その次が高木小学校、木倉小学校、その次が滝尾小学校、御船小学校、御船中学校です。御船中学校が今現在給食時間

は遅くなっています。搬送するに当たりまして、積み込みを10分、そして降ろしを10分見ております。あと学校の組み合わせで所要時間がそれにプラスアルファになってきます。

○7番（藤川博和君） 積み込み10分はあれですので、配達時間が10分あって、35分あると大体1台が終わるとですよね。その後はどうしますか。その35分あって、配送はそれで終わりですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 午前中に、1番目は食器類をまず持っていきます。そして帰ってきて給食を今度は積み込んで、また配送するという流れになるんです。そして午後が今度は回収という形で考えております。

○7番（藤川博和君） 配送の件はこれで終わりますけど、大体1時間で往復できますね。そうすると、言われたのは、課長は2時間内に収めればいいというわけでしょう、文部科学省のあれで。

次に、人件費についてお伺いします。自校方式からセンター方式に移行した場合、人件費は大体平成28年度は幾らだったんですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 平成28年度の予算書の積み上げでは、合計が7,245万9,800円になると思います、7,245万9,800円、用務員、給食員合わせてです。

○7番（藤川博和君） それは、給料だけでしょう。私は人件費と言ったんです。人件費は総体的に、期末手当から共済組合の費用もありますでしょう。

大体、平成28年度が1億2,081万円、1億円そのくらいかかっているですもんね。今度の給食センターの場合はいろんな人件費がかかりますよ。

○学校教育課長（米満速敏君） これを見て、私給料面だけしか積み上げてなかったんですけども、平成28年度に比べまして6,427万5,000円という給料の積み上げになっております。

○7番（藤川博和君） この場合、予算書には何名で計算されておりますか。

○学校教育課長（米満速敏君） 平成29年度ですか、29年度が小学校管理費で給料が7名分、2,206万6,000円、中学校管理費で、給料が1人分290万3,000円、それと学校給食センターで、非常勤職員として8名分1,045万9,000円、職員給料で7人で2,625万9,000円と上がっていますが、これは総務係に聞きましたところ、8人ということでした。それと運転手の臨時職員、5時間、3名合わせまして258万8,000円、合計の6,427万5,000円という給料の積み上げになっています。

○7番（藤川博和君） 今課長は7名が8名と言われたですね。予算書のその数字は訂正しな

はるとですか。

○学校教育課長（米満速敏君） これに関しましては、所長の給料が今現在、この給食センターの学校給食費の中に入っておりません。ですけれども、所長は今のところ町職員を充てるような方向で今進んでおりますので、一応この2,625万9,000円は平成28年度の用務員給食員の給料、町職員の給料をそっくりそのまま残額でこちらに回してあると聞いております。

○7番（藤川博和君） 今課長は、所長を給食センターの中に給料を入れると言われたですね。所長は一般職なんでしょう。そうすると、この給料は技術の労働者でしょう、労務士でしょう。

○学校教育課長（米満速敏君） 一応職員給料というところで上がっていますので、その中に上がってくると思われます。

○7番（藤川博和君） そうすると、給食の職員も一般職員と考えていいとですね、そうでしょう。今、所長は一般の給料でやると、その中にこの給食の人の給料も含んでいるというわけですね。

この学校の給食の技能職員の方は、今回は22名と書いてあるですね、これに。職員数は22名。この中には言われた所長のあれは入っていないとでしょう。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

先ほど、教育長から答弁した22名の内訳には所長は入っております。

○7番（藤川博和君） この22名の中には入っている。これは技能労務職で載っているですね。所長は技能労務職になるとですか。一般行政職ではないとですね。

○学校教育課長（米満速敏君） 予算説明書の中には、給料で一般職給料になっておりますので、この中に入ってくると思われます。技能労務職と所長は分かれては明記はされないものと思われます。

○7番（藤川博和君） 今、変なこと言いなはったですね。技能労務士の中に所長の給料も入れて、一般職も入っているとされたんですか。そういう給料体系でいいとですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今、平成29年度の当初予算の話だったと思いますけれど、先ほど学校教育課長が説明しましたように、平成29年度の当初予算の中には、所長の分については学校給食センターの費目の中には含まれていないと思います。すべて技能労務職員です。ただし一般行政職であろうと技能労務職員であろうと同じ費目の中から出ますので、人件費は一緒です。技能労務職だから、一般職だからと、違うところから出ることはありません。

んし、全く同じ費目から出るということになります。人件費であればです。

それと、先ほども少しありましたが、この平成29年度の当初予算の人件費につきましては、大体町が予算編成、概算要求をするのが11月頃に行いますので、11月1日現在の人員によって、各課の予算要求を行ってもらっています。人件費につきましては、総務課で一括して、その時点での人員をそっくりそのまま平成29年度もその課に所属をさせるという前提のもとに予算編成を組んでもらっていますので、4月の人事異動後とは若干人数の内訳は異なってくるということになります。

○7番（藤川博和君） 時間も超過しますので、この夏休みは給食の職員の方、用務員の方の作業代はどうされるんですか。

○学校教育課長（米満速敏君） お答えします。

今現在と変わりませず、給食の終わった後の清掃、始まる前の清掃、それと給食に携わっている者については、小中学校の子どもたちのエプロンの補修とか、そういう形です。

給食につきましては、基本的には給食がないときにはもう業務には入らないとなります。

○7番（藤川博和君） 夏休みはフル稼働はせんとでしょう。これでいきますと、給食センターの1カ月の給料を言いますと、大体37万円か、そうすると用務員の方がいても36万円かかるとです、一月の。この方をそれだけの作業で使用するとですか。これは相当町としては財政的には危機じゃないんですか。

極端に言いますと、非常職の方は1人11万円ぐらいでよかったですね。それを36万円も出して、夏休みは特に、そういう一般的・・・じゃないと思うんです。

○議長（井本昭光君） 藤川議員、最後の質問をお願いします。例を引くといきませんので、よろしく。

○7番（藤川博和君） では、最後でよかですか。

○議長（井本昭光君） はい。

○7番（藤川博和君） では最後に、この給食センターが、甲佐の例を言いますと、給食センターの1年間の人件費、職員4名、嘱託員が10名、運転手2名で、2,375万円で契約されている。御船で言いますと、平成29年度のあれが6,200万円ぐらいかかります。平成28年度の自校方式では1億2,000万円かかると。この財政難と、逼迫と言われているから、町長、これ、民間委託はどう考えておられますか。

○町長（藤木正幸君） 私の考えとしましては、給食センターを統合するというに関しま

して、先々公設民営を考えていきますということを、この場で申し上げました。今、公設公営ということでスタートいたしますけれども、いち早く公設民営化に移らせていただきたいと思いますし、また給食センターにおいて防災機能も入れさせていただきました。空き時間を利用して防災食も作り上げて各地区に防災に役立てていただきたいという思いもあっておりますので、この防災給食、そして公設民営という部分について今後早目に行っていきたいと思います。

○7番（藤川博和君） 一日も早く財政が豊かになるように、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（井本昭光君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時12分 散 会